

学則 目次

1	学則等改正・新規制定（案）	
1)	国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（案）	2
2)	国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（案）	33
3)	筑波大学学群学則（案）	67
4)	筑波大学学位規程（案）	97
5)	学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、休業日等に関する法人細則（案）	114
6)	学際サイエンス・デザイン専門学群履修細則（案）	115
2	変更事項等を記載した書類	118
3	学則等改正新旧対照表（案）	
1)	国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則新旧対照表（案）	120
2)	国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程新旧対照表（案）	123
3)	筑波大学学群学則新旧対照表（案）	126
4)	筑波大学学位規程新旧対照表（案）	131
4	学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議細則（案）	133
	（参考）学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について	135

○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（案）

〔平成16年4月1日〕
法人規則第1号

改正 平成16年法人規則第23号
平成16年法人規則第26号
平成16年法人規則第36号
平成17年法人規則第1号
平成17年法人規則第4号
平成18年法人規則第3号
平成18年法人規則第22号
平成18年法人規則第37号
平成18年法人規則第43号
平成18年法人規則第52号
平成19年法人規則第28号
平成19年法人規則第39号
平成19年法人規則第50号
平成20年法人規則第20号
平成20年法人規則第29号
平成20年法人規則第34号
平成20年法人規則第35号
平成21年法人規則第34号
平成22年法人規則第2号
平成22年法人規則第22号
平成22年法人規則第30号
平成22年法人規則第39号
平成22年法人規則第45号
平成23年法人規則第1号
平成23年法人規則第34号
平成23年法人規則第49号
平成24年法人規則第1号
平成24年法人規則第4号
平成24年法人規則第59号
平成25年法人規則第4号
平成25年法人規則第33号
平成25年法人規則第41号
平成25年法人規則第55号
平成26年法人規則第2号
平成26年法人規則第20号
平成26年法人規則第27号
平成27年法人規則第18号
平成27年法人規則第32号
平成28年法人規則第27号

平成29年法人規則第 6号
平成29年法人規則第27号
平成30年法人規則第21号
平成30年法人規則第50号
平成31年法人規則第 9号
令和 元年法人規則第13号
令和 元年法人規則第15号
令和 2年法人規則第11号
令和 2年法人規則第12号
令和 2年法人規則第40号
令和 3年法人規則第 4号
令和 4年法人規則第 1号
令和 4年法人規則第12号
令和 4年法人規則第60号
令和 年法人規程第 号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 役員（第3条―第13条）
- 第3章 経営協議会、教育研究評議会及び学長選考・監察会議（第14条―第26条）
- 第4章 本部（第27条―第36条の6）
- 第5章 教育研究組織（第37条―第74条）
- 第6章 事業費により措置する教育研究組織等（第75条）
- 第7章 部局長（第76条）
- 第8章 職員等（第77条―第79条）
- 第9章 財務（第80条―第87条）
- 第10章 業務運営上の目標及び評価（第88条）
- 第11章 情報公開及び個人情報保護管理（第89条・第89条の2）
- 第12章 雑則（第90条・第91条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）の定めるところにより設立される国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（設置する国立大学）

第2条 法人は、筑波大学を設置する。

第2章 役員

(役員)

第3条 法人に、役員として、学長、理事8人以内（次項に基づき置かれる理事1人以上を法人の役員又は職員以外の者のうちから任命する場合は9人以内）及び監事2人を置く。

2 理事は、非常勤とすることができる。

3 監事のうち1人は、非常勤とすることができる。

4 法人が指定国立大学法人として指定されている期間における理事の員数については、第1項中「8人以内」とあるのは「10人以内」と、「9人以内」とあるのは「11人以内」とする。

(学長)

第4条 学長は、法人法第11条第1項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定される職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、法人法第13条及び第17条並びに法人法第35条の規定により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に規定される職務を行い、その権限を有する。

3 学長は、その職務を遂行するため、法人規則、法人規程、法人細則及び学長告示を定めることができる。

4 法人法第11条第4項の規定に基づき、学長に事故があるとき又は学長が欠員のときは、あらかじめ学長が指名する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(学長の選考等)

第5条 学長の選考は、第26条に規定する学長選考・監察会議が行う。

2 学長の任期は、第26条に規定する学長選考・監察会議の議を経て、別に法人規則で定める。

(理事及び監事の職務と権限)

第6条 理事及び監事は、それぞれ法人法に規定される職務を行い、その権限を有する。

2 監事は、法人の業務を監査するため必要がある場合は、この法人規則その他の法人規則又はこれらに基づく法人規程に定めるところにより、法人又は筑波大学の諸会議に出席することができる。

(理事の選任)

第7条 理事は、法人法第13条第1項の規定に基づき、同法第12条第7項に規定される人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、理事を任命するに当たっては、法人の役員又は職員以外の者が2人以上含まれるようにしなければならない。

(理事及び監事の任期)

第8条 理事の任期は、法人法第15条第2項の規定に基づき、学長が定める。

2 監事の任期は、法人法第15条第4項の定めるところによる。

(理事の解任)

第9条 学長は、理事が法人法第16条に規定される役員となることができない者に該当するに

至ったときは、当該理事を解任する。

2 学長は、法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づき、理事を解任することができる。

第10条 削除

(役員会)

第11条 法人に、学長及び理事で構成する会議（以下「役員会」という。）を置く。

2 役員会は、学長が主宰する。

3 監事、第27条第3項に規定する副学長及び第27条の2に規定する大学執行役員のうち学長が指名する者は、役員会に出席することができる。

(役員会の審議事項)

第12条 法人法第11条第3項の規定に基づき、学長が役員会の議を経なければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 法人法第11条第3項第1号から第4号までに規定される事項

(2) 次に掲げる事項

ア 法人規則及び法人規程の制定又は改廃に関する事項

イ 財産の取得及び処分に関する事項

ウ 法人の重要な財産の法人以外のものの利用に関する事項

エ 職員の給与、退職金等の基準に関する事項

オ 内部統制に関する事項

カ その他役員会が定める重要事項

2 前項及び前条に定めるもののほか、役員会に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(役員報酬等)

第13条 役員は、法人法第18条に規定されるもののほか、法令に定められた義務を果たさなければならない。

2 役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、文部科学大臣又は学長の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

3 役員に対する報酬及び退職金については、国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則（平成16年法人規則第17号）の定めるところによる。

4 役員の服務については、国立大学法人筑波大学役員服務規則（平成27年法人規則第23号）の定めるところによる。

第3章 経営協議会、教育研究評議会及び学長選考・監察会議

(経営協議会)

第14条 法人に、法人法第20条第1項の規定に基づき、経営協議会を置く。

(経営協議会の組織)

第15条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 理事（常勤の者に限る。）のうちから学長が指名する者

- (3) 第27条第1項に規定する副学長（前号に該当する者を除く。）のうちから学長が指名する者
- (4) 第28条に規定する学長特別補佐及び第29条に規定する調整官その他法人の職員のうちから学長が指名する5人以内の者
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、第20条に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 8人以上15人以内

2 経営協議会の委員の過半数は、前項第5号の委員でなければならない。

（経営協議会の審議事項）

第16条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人法第20条第5項各号に規定される事項
- (2) 国立大学法人筑波大学経営協議会規則（平成16年法人規則第2号）の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法人規則（法人の経営に関するものに限る。）の制定又は改廃に関する事項
- (4) 法人の財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 積立金の処分に係る文部科学大臣の承認の申請に関する事項
- (6) 短期借入金の限度額に関する事項
- (7) 長期借入金又は法人の名称を冠する債券の発行に係る文部科学大臣の認可の申請に関する事項
- (8) 出資に関する事項
- (9) 学長選考・監察会議に対する学長解任の申出の発議に関する事項
- (10) その他法人の経営に関する重要事項

（経営協議会の議長）

第17条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

（経営協議会の議事等）

第18条 経営協議会は、委員の過半数で、かつ、第15条第1項第5号の委員の3分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第16条第9号に掲げる事項を審議するときは、委員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 経営協議会は、この法人規則その他の法人規則の範囲内で、経営協議会の議事等に関する規程を定めることができる。

（経営協議会の組織及び運営に関する法人規則）

第19条 第14条から第18条までに定めるもののほか、経営協議会の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学経営協議会規則の定めるところによる。

（教育研究評議会）

第20条 法人に、法人法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。

（教育研究評議会の組織）

第21条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤の者に限る。）
- (3) 副学長（前号に該当する者を除く。）
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）で定める者
- (5) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところにより学長が指名する職員

（教育研究評議会の審議事項）

第22条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人法第21条第4項第1号から第8号までに規定された事項
- (2) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法人規則（教育研究に関するものに限る。）の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教育研究組織の設置、改組及び廃止に係る予算の作成に関する事項
- (5) 教育研究の用に供する施設及び設備に関する予算の作成に関する事項
- (6) 教育研究奨学寄附金、受託研究費その他教育研究のための外部資金の受入れ及び執行に関する法人規則の制定又は改廃に関する事項
- (7) 研究成果の活用に関する法人規則の制定又は改廃に関する事項
- (8) 学長選考・監察会議に対する学長解任の申出の発議に関する事項
- (9) その他筑波大学の教育研究に関する重要事項

（教育研究評議会の議長）

第23条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

（教育研究評議会の議事等）

第24条 教育研究評議会は、過半数の評議員が出席しなければ、議事を開くことができない。

ただし、第22条第8号に掲げる事項を審議するときは、評議員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 教育研究評議会は、この法人規則その他の法人規則の範囲内で、教育研究評議会の議事等に関する規程を定めることができる。

（教育研究評議会の組織及び運営に関する法人規則）

第25条 第20条から第24条までに定めるもののほか、教育研究評議会の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところによる。

（学長選考・監察会議）

第26条 法人に、法人法第12条第2項の規定に基づき、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第15条第1項第5号の委員
- (2) 第21条第2号から第5号までの評議員のうちから、前号の委員と同数の教育研究評議会において選出された者

3 前項第1号の委員が欠けた場合は、教育研究評議会の議に基づき前項第2号の委員を前項第

- 1号の委員と同数となるまで減じるものとする。
- 4 学長選考・監察会議に議長を置き、第2項の委員の互選により選出する。
 - 5 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
 - 6 学長選考・監察会議は、学長に対し、法人法第17条第4項の規定に基づく職務の執行の状況についての報告を求めることができる。
 - 7 学長選考・監察会議は、法人法第17条第5項の規定に基づき、学長の解任の申出を行うものとする。

第4章 本部

(副学長)

第27条 本部に、学校教育法第92条第2項の規定に基づき、副学長を置く。

- 2 副学長のうちの一定数は、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 前項以外の副学長は、学長が任命する。
- 4 副学長は、学長を助け、及び学長の命を受け、校務をつかさどる。
- 5 前4項に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(大学執行役員)

第27条の2 本部に、大学執行役員を置き、学長が任命する。

- 2 大学執行役員は、学長が指名する第47条の2に規定する系長その他の者をもって充てる。
- 3 大学執行役員は、学長を助け、及び学長の命を受け特定の業務を統括する。
- 4 前3項に定めるもののほか、大学執行役員に関し必要な事項は、法人規程又は法人細則で定める。

(学長特別補佐)

第28条 本部に、学長特別補佐若干人を置くことができる。

- 2 学長特別補佐は、職員をもって充てる。
- 3 学長特別補佐は、学長及び副学長を助け、及び学長の命を受け、特定の業務を総括整理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(調整官)

第29条 本部に調整官を置く。

- 2 調整官は、学長及び副学長を助け、及び学長の命を受け、本部部内又は本部部局間の連絡調整を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、調整官に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(学長補佐)

第30条 本部に、学長補佐若干人を置くことができる。

- 2 学長補佐は、学長の命を受け、その業務の処理に関する事務を掌理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(副学長補佐)

第31条 本部に、法人規程に定める数の副学長補佐を置くことができる。

- 2 副学長補佐は、職員をもって充てる。
- 3 副学長補佐は、副学長を助ける。
- 4 前3項に定めるもののほか、副学長補佐に関し必要な事項は、法人規程及び法人細則で定める。

(運営会議)

第32条 本部に、法人の業務の処理に関する重要事項について連絡調整を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学長が指名する大学執行役員
 - (4) その他学長が指名する者 若干人
- 3 非常勤の理事は、必要がある場合は、運営会議に出席することができる。
- 4 学長は、法人規則、法人規程若しくは法人細則を定め、又は改廃しようとするときは、運営会議の議を経るものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営会議の運営については、法人規程で定める。

(大学経営推進局)

第32条の2 本部に、法人の意思決定に資する経営戦略の策定及びその実現に係る業務を遂行し、もって法人を持続可能な成長発展に導くため、一体的かつ一貫した体制を構築し当該業務を戦略的かつ効果的に遂行する組織として、大学経営推進局を置く。

- 2 前項に規定する大学経営推進局に局長を置く。
- 3 大学経営推進局の局長は、大学経営推進を担当する副学長又は大学執行役員をもって充てる。
- 4 大学経営推進局の局長は、学長を助け、及び学長の命を受け、所掌業務を統括し、大学経営推進局の業務に従事する職員を監督する。
- 5 大学経営推進局に担当課長を置く。
- 6 大学経営推進局の担当課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 7 大学経営推進局の担当課長は、大学経営推進局の局長の命を受け、大学経営推進局の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 8 大学経営推進局に、その業務の遂行に関し専門的な見地からの助言等が必要であると認める場合は、特定の職を置くことができるものとし、学長が委嘱する学外の有識者をもって充てる。
- 9 前各号に定めるもののほか、大学経営推進局に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(広報局)

第32条の3 本部に、ステークホルダーとのエンゲージメントを踏まえた広報に関する総合的な企画及び調整、広報活動の実施等に係る業務を推進するとともに、ステークホルダーに最適化した情報を発信し、もって法人のブランド力の向上を図るため、一体的かつ一貫した体制を構築し当該業務を戦略的かつ効果的に遂行する組織として、広報局を置く。

- 2 前項に規定する広報局に局長を置く。
- 3 広報局の局長は、広報を担当する副学長をもって充てる。
- 4 広報局の局長は、学長を助け、及び学長の命を受け、所掌業務を統括し、広報局の業務に従事する職員を監督する。

- 5 第1項に規定する広報局に次長及び担当課長を置く。
- 6 広報局の次長及び担当課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 7 広報局の次長は、広報局の局長の命を受け、広報局の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 8 広報局の担当課長は、広報局の局長及び次長の命を受け、広報局の管理運営に関する業務を整理する。
- 9 第1項に規定する広報局に、業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、部門を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、広報局に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(国際局)

第32条の4 本部に、法人の国際化に係る業務の高度化を推進し、もって国際競争力の強化を図るため、一体的かつ一貫した体制を構築し当該業務を戦略的かつ効果的に遂行する組織として、国際局を置く。

- 2 前項に規定する国際局に局長を置く。
- 3 国際局の局長は、国際を担当する副学長をもって充てる。
- 4 国際局の局長は、学長を助け、及び学長の命を受け、所掌業務を統括し、国際局の業務に従事する職員を監督する。

第32条の4の2 前条に規定する国際局に国際室及びグローバル・コモンズを置く。

- 2 前項に規定する国際室に室長を置く。
- 3 国際室の室長は、国際局の局長の命を受け、国際室の管理運営に関する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 第1項に規定するグローバル・コモンズにその長を置く。
- 5 グローバル・コモンズの長は、国際局の局長の命を受け、グローバル・コモンズの管理運営に関する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 6 国際室の室長及びグローバル・コモンズの長は、職員のうちから学長が任命する。
- 7 国際室の室長及びグローバル・コモンズの長の任期は、学長が別に定める。
- 8 第1項に規定する国際室及びグローバル・コモンズに、それぞれ担当課長を置く。
- 9 国際室及びグローバル・コモンズの担当課長は、それぞれ当該組織の長の命を受け、国際室又はグローバル・コモンズの管理運営に関する業務を整理する。
- 10 国際室及びグローバル・コモンズの担当課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 11 前各項に定めるもののほか、国際室及びグローバル・コモンズに関し必要な事項は、法人規程で定める。

(ヒューマンエンパワーメント推進局)

第32条の5 本部に、学生及び職員の多様性を尊重する文化の醸成及びその可能性を活用できる環境の構築に係る業務を遂行し、もって法人のエンパワーメントを推進するため、一体的かつ一貫した体制を構築し当該業務を戦略的かつ効果的に遂行する組織として、ヒューマンエンパワーメント推進局を置く。

- 2 前項に規定するヒューマンエンパワーメント推進局に局長を置く。
- 3 ヒューマンエンパワーメント推進局の局長は、ヒューマンエンパワーメントを担当する副学長又は大学執行役員をもって充てる。

- 4 ヒューマンエンパワーメント推進局の局長は、学長を助け、及び学長の命を受け、所掌業務を統括し、ヒューマンエンパワーメント推進局の業務に従事する職員を監督する。
- 5 第1項に規定するヒューマンエンパワーメント推進局に担当課長を置く。
- 6 ヒューマンエンパワーメント推進局の担当課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 7 ヒューマンエンパワーメント推進局の担当課長は、ヒューマンエンパワーメント推進局の局長の命を受け、ヒューマンエンパワーメント推進局の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 8 第1項に規定するヒューマンエンパワーメント推進局に、その業務の遂行に関し専門的な見地からの助言等が必要であると認める場合は、特定の職を置くことができるものとし、学長が委嘱する学外の有識者をもって充てる。
- 9 第1項に規定するヒューマンエンパワーメント推進局に、業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、部門を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、ヒューマンエンパワーメント推進局に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(学長が指名又は委嘱する局長)

- 第32条の6 第32条の2第3項、第32条の3第3項、第32条の4第3項及び第32条の5第3項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、局長は、学長が指名する職員又は学長が委嘱する学外の有識者をもって充てることができるものとする。
- 2 前項の規定により学長が指名又は委嘱する局長に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学局長の選任の手續等に関する規則（令和4年法人規則第66号）の定めるところによる。

(監査室)

- 第33条 本部に、法人の監査に関する業務を遂行するため、監査室を置く。
- 2 前項に規定する監査室に室長を置く。
 - 3 監査室の室長は、学長又は監事の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 4 監査室の室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(企画評価室)

- 第33条の2 本部に、法人の企画に関する業務を遂行するため、企画評価室を置く。
- 2 前項に規定する企画評価室に室長を置く。
 - 3 企画評価室の室長は、学長の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 4 企画評価室の室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、企画評価室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(事業開発推進室)

- 第33条の3 本部に、法人の財務基盤の強化に関する業務を遂行するため、事業開発推進室を置く。
- 2 第33条の2第2項から第5項までの規定は、前項の事業開発推進室について準用する。

(URA 研究戦略推進室)

- 第33条の4 本部に、法人の研究戦略及び研究経営に関する業務を遂行するため、URA 研究戦

略推進室を置く。

- 2 前項に規定する URA 研究戦略推進室に室長を置く。
- 3 URA 研究戦略推進室の室長は、研究を担当する副学長の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
- 4 URA 研究戦略推進室の室長は、大学教員のうちから学長が任命する。
- 5 URA 研究戦略推進室の室長の任期は、学長が別に定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、URA 研究戦略推進室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(部及び課)

第34条 本部に、法人の管理運営に関する業務を遂行するため、部及び課を置く。

- 2 部及び課の名称並びにその所掌する業務は、法人規程で定める。
- 3 第1項に規定するもののほか、業務上必要がある場合は、法人規程の定めるところにより、課に準ずる組織を置くことができる。

(東京キャンパス事務部)

第34条の2 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、東京キャンパス事務部及び課を置く。

- 2 東京キャンパス事務部及び課の名称並びにその所掌する業務は、法人規程で定める。

(エリア支援室)

第34条の3 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、エリア支援室を置く。

- 2 エリア支援室の名称及びその所掌する業務は、法人規程で定める。

(社会人大学院等支援室)

第34条の4 本部に、社会人大学院等の業務を遂行するため、社会人大学院等支援室を置く。

- 2 社会人大学院等支援室の所掌する業務は、法人規程で定める。

(海外教育拠点支援室)

第34条の5 本部に、外国に置かれる教育組織に係る業務を遂行するため、海外教育拠点支援室を置く。

- 2 海外教育拠点支援室の名称及びその所掌する業務は、法人規程で定める。

(業務運営を行うための特別な組織)

第35条 本部に、法人の円滑な業務運営を図るため、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

- 2 前項の特別な組織を置く場合は、役員会の議を経るものとする。
- 3 第1項の特別な組織の設置に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(部長及び課長)

第36条 第34条に規定する部には部長を、課には課長を置く。

- 2 部長は、本部部長とし、学長及び副学長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 3 課長は、部長の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
- 4 部長及び課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 5 第34条第3項の規定に基づき、課に準ずる組織を置く場合は、第1項、第3項及び前項の規定を準用することができる。

(部の次長)

- 第36条の2 第34条に規定する部には、必要に応じ、当該部の部長を補佐するため、次長を置くことができる。
- 2 前項の次長は、部長を助け、所掌業務を整理する。
 - 3 第1項の次長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(東京キャンパス事務部の部長及び課長)

- 第36条の3 第34条の2に規定する東京キャンパス事務部には部長を、課には課長を置く。
- 2 部長は、本部部長とし、副学長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 第36条第3項及び第4項の規定は、第1項の部長及び課長について準用する。

(エリア支援室長)

- 第36条の4 第34条の3に規定するエリア支援室にはエリア支援室長を置く。
- 2 エリア支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 エリア支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(社会人大学院等支援室長)

- 第36条の5 第34条の4に規定する社会人大学院等支援室には社会人大学院等支援室長を置く。
- 2 社会人大学院等支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 社会人大学院等支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(海外教育拠点支援室長)

- 第36条の5の2 第34条の5に規定する海外教育拠点支援室には海外教育拠点支援室長を置く。
- 2 海外教育拠点支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 海外教育拠点支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(特定の事項をつかさどる職)

- 第36条の6 本部には、業務の効率的な遂行を図るため特に必要がある場合には、学長告示の定めるところにより、上司の命を受け、特定の事項を所掌する職を置くことができる。

第5章 教育研究組織

(大学院)

第37条 筑波大学に大学院を置く。

(学術院等)

第38条 大学院に、学校教育法第100条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学術院を置く。

人文社会ビジネス科学学術院
理工情報生命学術院
人間総合科学学術院

- 2 学術院に、法人規程に定める研究群及び専攻を置く。
- 3 研究群に、法人規程に定める学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）を置く。
- 4 研究群の学位プログラムのうち教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）が指定するもの及びこれらが属する学術院又は研究群については、相互に連携して運営することができる。
- 5 学術院の教育分野、収容定員等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）の定めるところによる。
- 6 学術院に、その教育に関する重要事項等を審議するため、学術院運営委員会を置く。
- 7 研究群に研究群運営委員会を、及び専攻に専攻教育会議を、並びに研究群の学位プログラムに学位プログラム教育会議をそれぞれ置く。
- 8 第6項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 9 学術院運営委員会、研究群運営委員会、専攻教育会議及び学位プログラム教育会議の組織、審議事項等に関し必要な事項は、第40条第1項に規定する学術院長が部局細則で定める。

第39条 削除

(学術院長)

第40条 学術院に学術院長を置き、学長が任命する。

- 2 学術院長は、教授をもって充てる。
- 3 学術院長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則（平成16年法人規則第5号）の定めるところによる。
- 4 学術院長は、学術院の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学術院の業務に従事する職員を監督する。
- 5 学術院長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 学術院長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(副学術院長)

第41条 学術院に、当該学術院の部局細則で定めるところにより、副学術院長若干人を置くことができる。

- 2 副学術院長は、学術院長が任命する。
- 3 副学術院長は、学術院長を助け、学術院の管理運営に関する業務を整理する。

(研究群長)

第42条 研究群に研究群長を置き、学長が任命する。

- 2 研究群長は、教授をもって充てる。
- 3 研究群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 研究群長は、研究群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該研究群の業務に従事する職員を監督する。

(副研究群長)

第42条の2 研究群に、当該研究群の属する大学院の部局細則で定めるところにより、副研究群長若干人を置くことができる。

- 2 副研究群長は、研究群長が任命する。
- 3 副研究群長は、研究群長を助け、研究群の管理運営に関する業務を整理する。

(専攻長)

第43条 専攻に専攻長を置き、学長が任命する。

- 2 専攻長は、教授をもって充てる。
- 3 専攻長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 専攻長は、専攻の管理運営に関する業務をつかさどり、当該専攻の業務に従事する職員を監督する。

(学位プログラムリーダー)

第43条の2 研究群の学位プログラム及び第46条の2第1項に規定するグローバル教育院の学位プログラムに、それぞれ学位プログラムリーダーを置き、学長が任命する。

- 2 学位プログラムリーダーは、教授をもって充てる。ただし、学長が認める場合には、准教授をもって充てることができる。
- 3 学位プログラムリーダーの選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの管理運営に関する業務をつかさどり、当該学位プログラムの業務に従事する職員を監督する。

(学群及び学類)

第44条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学群を置く。

- 人文・文化学群
- 社会・国際学群
- 人間学群
- 生命環境学群
- 理工学群
- 情報学群
- 医学群
- 体育専門学群
- 芸術専門学群
- 学際サイエンス・デザイン専門学群

- 2 学群において行う教育の分野、収容定員等については、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）の定めるところによる。
- 3 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に、法人規程に定める学類を置く。
- 4 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、学群運営委員会を置き、当該学群に置かれる学類に学類教育会議を置く。
- 5 体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、専門学群教育会議を置く。
- 6 前2項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 7 学群運営委員会、専門学群教育会議及び学類教育会議の組織、審議事項等は、次条第1項に規定する学群長が部局細則で定める。

（学群に置く学位プログラム）

- 第44条の2 学群に、学長が必要と認める場合は、役員会の議を経て、学位プログラムを置くことができる。
- 2 前項に規定する学位プログラムの名称は法人規程で定め、その運営に関し必要な事項は、当該学位プログラムを置く学群の学群長が部局細則で定める。

（学群長）

- 第45条 学群に学群長を置き、学長が任命する。
- 2 学群長は、教授をもって充てる。
 - 3 学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
 - 4 学群長は、学群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学群の業務に従事する職員を監督する。
 - 5 学群長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
 - 6 学群長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（理工学群の副学群長）

- 第45条の2 理工学群に副学群長1人を置き、学長が任命する。
- 2 副学群長は、教授をもって充てる。
 - 3 副学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
 - 4 副学群長は、理工学群長を助け、当該学群の担当を命ぜられた管理運営に関する業務をつかさどる。

（学類長）

- 第45条の3 学類に学類長を置き、学長が任命する。
- 2 学類長は、教授をもって充てる。
 - 3 学類長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
 - 4 学類長は、学類の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学類の業務に従事する職員を監

督する。

(グローバル教育院)

第46条 第38条及び第44条に定めるもののほか、筑波大学に、分野を横断してグローバル人材育成の教育課程を実施する組織として、グローバル教育院を置く。

2 グローバル教育院に教育院長を置き、教育担当副学長をもって充てる。

3 グローバル教育院は、研究群の学位プログラムのうち教育担当副学長が指定するもの及びこれらの属する学術院又は研究群と相互に連携して運営することができる。

4 前3項に定めるもののほか、グローバル教育院の組織及び運営等については、法人規程で定める。

(グローバル教育院の学位プログラム)

第46条の2 グローバル教育院に、次のとおり分野を横断する学位プログラム(以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。)を置く。

博士課程

ヒューマニクス学位プログラム

学士課程

地球規模課題学位プログラム(学士)

2 グローバル教育院の学位プログラムの組織及び運営等については、法人細則で定める。

(総合学域群等)

第46条の2の2 筑波大学に、文系又は理系の区分のみを定めて行う入学者の選抜(以下「総合選抜」という。)による入学者の、学類又は芸術専門学群への移行までにおける修学支援、学生生活の支援、学籍管理等を行う組織として、総合学域群を置く。

2 総合学域群に、総合選抜による入学者の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な管理を行う組織として、適当な数の類を置く。

3 総合学域群に、総合選抜による入学者の学類及び芸術専門学群への移行の過程における相談に応じ、必要な指導、助言等を行うなどにより、当該学生を支援する組織として、アカデミックサポートセンターを置く。

4 アカデミックサポートセンターは、必要に応じて、類と連携・協力を図るものとする。

5 総合学域群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、総合学域群運営委員会を置く。

6 前項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。

7 前各号に定めるもののほか、総合学域群の組織及び運営等に関し必要な事項は、次条第1項に規定する総合学域群長が部局細則で定める。

(総合学域群長)

第46条の2の3 総合学域群に総合学域群長を置き、学長が任命する。

2 総合学域群長は、教授をもって充てる。

3 総合学域群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 総合学域群長は、総合学域群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該総合学域群の業務に従事する職員を監督する。

- 5 総合学域群長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 総合学域群長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(類長)

第46条の2の4 類に類長を置き、学長が任命する。

- 2 類長は、教授をもって充てる。
- 3 類長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 類長は、類の管理運営に関する業務をつかさどり、当該類の業務に従事する職員を監督する。

(アカデミックサポートセンター長)

第46条の2の5 アカデミックサポートセンターにアカデミックサポートセンター長を置き、学長が任命する。

- 2 アカデミックサポートセンター長は、教授をもって充てる。
- 3 アカデミックサポートセンター長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 アカデミックサポートセンター長は、アカデミックサポートセンターの管理運営に関する業務をつかさどり、当該アカデミックサポートセンターの業務に従事する職員を監督する。

第46条の3及び第46条の4 削除

(アーカイブズ)

第46条の5 筑波大学に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の定める業務及びそれに関連する教育研究を行うため、アーカイブズを置く。

- 2 アーカイブズの組織及び運営等については、法人規程で定める。

(アーカイブズの長)

第46条の6 アーカイブズに館長を置き、学長が任命する。

- 2 館長は、教授をもって充てる。
- 3 館長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 館長は、アーカイブズの管理運営に関する業務をつかさどり、アーカイブズの業務に従事する職員を監督する。

(系)

第47条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書及び第100条ただし書の規定に基づき、研究上の目的に応じ、及び教育上の必要性を考慮して、系を置く。

- 2 前項の系は、その包含する学問分野にかかわる教育と研究の双方に基本的な責任を持ち、全学的な見地から、当該分野の発展及び他の分野との連携・協力を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 3 系の名称その他の必要な事項は、法人規程及び法人細則で定める。
- 4 第1項の系に、その運営に関する重要事項を審議するため、教員会議を置く。

5 前項の教員会議の組織及び審議事項は、系長が、部局細則で定める。

(系長)

第47条の2 系に系長を置き、学長が任命する。

- 2 系長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 3 系長は、系の管理運営に関する業務をつかさどり、当該系の業務に従事する職員を監督する。
- 4 系長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 5 系長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第48条及び第49条 削除

(教育研究施設)

第50条 筑波大学に、教育研究上の必要に応じて、教育研究施設を置く。

2 教育研究施設は、次のとおり区分する。

区 分	定 義
先端研究センター群	世界から優秀な人材を引き付ける国際的な研究拠点となることを目標に、当該分野における研究を遂行する組織
研究支援センター群	研究のインフラ・基盤整備を行い、日々の研究が遅滞なく十分に行われるよう研究支援を行う組織
教育等センター群	主に学生及び職員に対する教育その他特定の業務を行う組織

- 3 前項の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設及び全国の他の大学との共同教育を推進する施設については、法人規程で定める。
- 4 教育研究施設の名称、分野等は、法人規程で定める。
- 5 教育研究施設の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する教育研究施設の長(部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設にあつては、部局長をいう。次条第5項及び第6項において同じ。)が部局細則で定める。

(教育研究施設の長)

第51条 教育研究施設にその長を置き、学長が任命する。

- 2 教育研究施設の長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 教育研究施設の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 教育研究施設の長は、当該施設の管理運営に関する業務をつかさどり、当該施設の業務に従事する職員を監督する。
- 5 教育研究施設の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 教育研究施設の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(教育研究施設の運営協議会)

第52条 教育研究施設に、当該施設の共同研究計画に関する事項その他の施設の運営に関する事項で当該施設の長が必要と認めるものについて協議するため、運営協議会を置くことができ

る。

- 2 前項の運営協議会には、法人の職員以外の者であって当該施設の目的たる研究と同一の研究に従事するものを加えるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

(教育研究施設の運営委員会)

第53条 教育研究施設に、当該施設の管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

(学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長)

第54条 第51条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、教育研究評議会の議を経て、教育研究施設の長は、学外の有識者をもって充てることのできるものとし、学長が委嘱する。

- 2 第51条第3項の規定にかかわらず、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間については、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間に関する規則(平成22年法人規則第47号)の定めるところによる。

(教育研究組織の特別補佐)

第54条の2 学術院、研究群、学群、総合学域群、系及び教育研究施設のうち第77条第4項の法人規程で定めるセンターに、特別補佐若干人を置くことができる。

- 2 特別補佐は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 特別補佐は、それぞれ第1項に規定する教育研究組織の長を助け、及び当該組織の長の命を受け、特定の業務を総括整理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、特別補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(技術室等)

第55条 法人規程で定めるところにより、系及び教育研究施設に、その業務を遂行するため、技術室を置く。

- 2 技術室に技術室長を置き、学長が任命する。
- 3 技術室長は、系長、教授、准教授又はエリア支援室長をもって充てる。
- 4 技術室長は、系長等の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。

第56条及び第57条 削除

(附属図書館)

第58条 筑波大学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館の種類は、中央図書館及び専門図書館とする。

(附属図書館長)

第59条 附属図書館に附属図書館長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 附属図書館長は、附属図書館の管理運営に関する業務をつかさどり、附属図書館の業務に従事する職員を監督する。

- 3 附属図書館長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 4 附属図書館長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(附属図書館副館長)

第60条 附属図書館に附属図書館副館長を置く。

- 2 附属図書館副館長は、学長が任命する。
- 3 附属図書館副館長は、附属図書館長を助け、附属図書館の管理運営に関する業務を整理する。

(附属図書館の組織及び運営に関する法人規則)

第61条 前3条に定めるもののほか、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）の定めるところによる。

(附属病院)

第62条 筑波大学に附属病院を置く。

- 2 附属病院に、診療上の必要に応じ、診療部門を置く。
- 3 附属病院に、附属病院の管理業務の必要に応じ、管理業務部門を置く。

(附属病院長)

第63条 附属病院に附属病院長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 附属病院長は、附属病院の運営をつかさどる。
- 3 附属病院長は、この法人規則その他の法人の規則の定めるところにより、学長の命を受け、附属病院の業務に従事する職員の任免その他の人事を掌理するとともに、当該職員を指揮監督する。
- 4 附属病院長は、附属病院の管理運営の必要に応じ、法人規則の範囲内で、附属病院規程及び附属病院細則を定めることができる。この場合において、附属病院長は、附属病院規程を定めるときは役員会の議を経るものとし、附属病院細則を定めたときは速やかに学長に報告しなければならない。

(副病院長)

第64条 附属病院に副病院長5人以内を置き、附属病院長の意見を聴いて、学長が任命する。

- 2 副病院長は、それぞれ分担して、附属病院長の職務を助ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、附属病院長の命を受け、必要な期間特定の業務を統括する副病院長若干人を置くことができるものとし、附属病院長の意見を聴いて、学長が任命する。

(附属病院の組織及び運営に関する法人規則)

第65条 前3条に定めるもののほか、附属病院の組織及び運営については、筑波大学附属病院規則（平成16年法人規則第30号）の定めるところによる。

(附属学校教育局)

第66条 法人に、附属学校を管理するため、附属学校教育局を置く。

- 2 附属学校教育局に、その業務を遂行するため、指導部門及び事務部門を置き、指導部門に指導教員若干人を置く。

- 3 法人規程で定める課は、第1項に規定する業務を併せて遂行するものとする。
- 4 附属学校教育局は、次に掲げるものを管理し、執行する。
 - (1) 附属学校の組織編成及び管理に関すること。
 - (2) 附属学校の教育の用に供する財産の管理に関すること。
 - (3) 附属学校の職員の任免その他の人事に関すること。
 - (4) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - (5) 附属学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - (6) 教科書その他教材の取扱いに関すること。
 - (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - (8) 附属学校長、附属学校教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - (9) 附属学校長、附属学校教員その他の教育関係職員並びに幼児、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
 - (10) 附属学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - (11) 学校給食に関すること。

(附属学校教育局教育長)

第67条 附属学校教育局に附属学校教育局教育長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 附属学校教育局教育長は、附属学校教育局の運営をつかさどる。
- 3 附属学校教育局教育長は、この法人規則その他の法人の規則の定めるところにより、学長の命を受け、附属学校教育局及び附属学校の業務に従事する職員の任免その他の人事を掌理するとともに、当該職員を指揮監督する。
- 4 附属学校教育局教育長は、附属学校教育局の管理運営の必要に応じ、法人規則の範囲内で、附属学校教育局規程及び附属学校教育局細則を定めることができる。この場合において、附属学校教育局教育長は、附属学校教育局規程を定めるときは役員会の議を経るものとし、附属学校教育局細則を定めたときは速やかに学長に報告しなければならない。

(附属学校教育局の次長)

第68条 附属学校教育局に、次長2人を置く。

- 2 前項の次長2人のうち1人は教授をもって充て、指導部門の管理運営に関する業務をつかさどり、他の1人は第36条の3第1項に規定する部長をもって充て、事務部門の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 3 第1項の次長は、学長が任命する。

(附属学校教育局の組織及び運営に関する法人規則)

第69条 前3条に定めるもののほか、附属学校教育局の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則（平成16年法人規則第13号）の定めるところによる。

(附属学校)

第70条 筑波大学に、次のとおり附属学校を置く。

附属小学校

附属中学校

附属駒場中学校

附属高等学校
附属駒場高等学校
附属坂戸高等学校
附属視覚特別支援学校
附属聴覚特別支援学校
附属大塚特別支援学校
附属桐が丘特別支援学校
附属久里浜特別支援学校

- 2 附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校及び附属聴覚特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）に、学科を置く。
- 3 附属学校の修業年限、教育課程、定員等については、筑波大学附属学校校則（平成16年法人規則第14号）及び附属学校の専攻科に関する規程の定めるところによる。

（校長）

第71条 附属学校に、校長を置き、学長が任命する。

- 2 校長は、教授をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、附属学校教員である校長を置くことができる。
- 4 校長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 5 校長は、附属学校の校務をつかさどり、当該附属学校の業務に従事する職員を監督する。

（副校長）

第72条 附属学校に、学校教育法第37条第2項に規定する副校長を置く。

- 2 副校長は、附属学校教育局教育長の意見を聴いて、学長が任命する。

（理療科教員養成施設）

第73条 筑波大学に、特別支援学校（視覚障害領域）の理療の教科を担当する教員等を養成するとともに、理療に関する研究を推進するための施設として、理療科教員養成施設を置く。

- 2 理療科教員養成施設は、附属学校教育局に関連した管理運営を行うものとする。

（理療科教員養成施設の長）

第74条 理療科教員養成施設にその長を置き、学長が任命する。

- 2 理療科教員養成施設の長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 理療科教員養成施設の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 理療科教員養成施設の長は、理療科教員養成施設の管理運営に関する業務をつかさどり、当該施設の業務に従事する職員を監督する。
- 5 理療科教員養成施設の長は、附属学校教育局教育長に対し、当該施設に係る附属学校教育局細則を定めることを求めることができる。

第6章 事業費により措置する教育研究組織等

（事業費により措置する教育研究組織等）

第75条 筑波大学に、事業費を措置することにより一定の期間存続する共同利用・共同研究若しくは学内共同利用の教育研究組織若しくは専ら研究を行う教育研究組織（以下この条において「教育研究組織」という。）、社会的要請の高い学問分野で産学官が協働で開発研究を行う組織（以下この条において「開発研究組織」という。）、イノベーションの創出を図るため産学官等の連携を企画及び推進する組織（以下「イノベーション創出型連携推進組織」という。）又は競技スポーツを統括する組織（以下この条において「競技スポーツ統括組織」という。）を置くことができる。

2 前項の教育研究組織、開発研究組織、イノベーション創出型連携推進組織又は競技スポーツ統括組織の設置に当たっては、当該組織における業務に従事する職員等の監督を行わせるため、その長を置くものとする。

3 第1項の教育研究組織、開発研究組織、イノベーション創出型連携推進組織又は競技スポーツ統括組織の設置及びその手続並びに組織、名称及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第7章 部局長

（部局長）

第76条 第40条に規定する学術院長、第45条に規定する学群長、第46条の2の3に規定する総合学域群長、第47条の2に規定する系長、第59条に規定する附属図書館長、第63条に規定する附属病院長及び第67条に規定する附属学校教育局教育長は、部局長とする。

第8章 職員等

（職員）

第77条 本部に、法人の運営その他の法人業務を遂行するため、職員を置く。

2 教育研究組織等に、教育研究その他法人の業務を遂行するため、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）等を踏まえ、職員を置く。

3 前2項の職員の定員は、学長が全学的視野から、毎年度の予算で定めるものとする。

4 大学教員は、第47条に規定する系のいずれか一つ又は第50条に規定する教育研究施設のうち別に法人規程で定めるセンター（次項において「系等」という。）に所属するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、系等に所属しない大学教員を置くことができる。

6 第1項及び第2項に規定する職員は、大学教員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、大学教員との協働により、その職務を行うものとする。

第78条 法人の職員の任用その他職員について適用すべき事項は、法人の規則の定めるところによる。

（給与その他の給付）

第79条 法人は、いかなる給与その他の給付も、この法人規則その他の法人の規則及び予算に基づかない限りは、これを職員に支給することができない。

第9章 財務

(財務の基本原則)

第80条 法人が支出を行い、又は債務を負担するには、この法人規則その他の法人の規則の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(予算)

第81条 学長は、毎事業年度の予算を作成しなければならない。

- 2 一事業年度における一切の収入及び支出は、これをすべて編入しなければならない。
- 3 予算については、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）の定めるところによる。

(事業年度)

第82条 法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算報告)

第83条 学長は、事業年度の終了後、速やかに決算の報告をしなければならない。

- 2 決算については、国立大学法人筑波大学財務規則の定めるところによる。

(財産の管理等)

第84条 国から出資された財産及び新たに取得した財産の利用及び保管（以下「管理」という。）並びに処分については、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、財産の管理及び処分については、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）の定めるところによる。

(学生納付金等)

第85条 筑波大学の学生並びに附属学校の幼児、児童及び生徒に係る学生納付金の徴収は、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

- 2 前項の学生納付金の額は、大学院学則、学群学則、国立大学法人筑波大学附属学校校則及び附属学校の専攻科に関する規程の定めるところによる。
- 3 公開講座その他の法人の業務に伴う対価の徴収については、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

(寄附金、受託研究費等)

第86条 寄附金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等の受入れについては、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

- 2 受託研究費、共同研究費等の受入れについては、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

(出資)

第87条 出資を行う場合は、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

第10章 業務運営上の目標及び評価

(業務運営上の目標及び評価)

第88条 法人は、法人の業務運営に関し、次に掲げる事項について、常に努力し、必要な措置を計画的に講じるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上
- (2) 業務運営の改善及び効率化
- (3) 財務内容の改善
- (4) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供

第11章 情報公開及び個人情報の保護管理

(情報公開)

第89条 法人は、教育、研究等の諸活動に関し、法人の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報の公開に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(個人情報の保護管理)

第89条の2 法人は、法人の保有する個人情報を保護管理するため、適切な措置をとるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、法人の保有する個人情報の保護管理に必要な事項は、別に法人規則で定める。

第12章 雑則

(雑則)

第90条 この法人規則に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人規則、法人規程及び法人細則で、部局の運営に関する事項は部局細則で、それぞれ定める。

(部局細則等の効力)

第91条 この法人規則その他の法人の規則の規定に反する部局細則、申合せ等は、その効力を有しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

(筑波大学医療技術短期大学部)

第2条 法人は、法人法附則第16条第1項の規定に基づき、及び同条第2項に規定により廃止されるまでの間、筑波大学医療技術短期大学部を設置するものとする。

- 2 筑波大学医療技術短期大学部に、学科を置く。
- 3 筑波大学医療技術短期大学部に部長を置き、教授をもって充てる。
- 4 筑波大学医療技術短期大学部の学生の修学上必要な事項は、国立大学法人筑波大学医療技術短期大学部学則（平成16年法人規則第31号）の定めるところによる。

(哲学・思想研究科等)

第3条 第38条の規定にかかわらず、大学院に次の博士課程の研究科を置く。

哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科及び芸術学研究科

2 前項の研究科は、当該研究科に学生が在学する間、存続するものとする。

3 第1項の研究科に研究科長を置くことができる。

4 第1項の研究科の学生の修学上必要な事項は、大学院学則の定めるところによる。

(旧規則等の準用)

第4条 法人の成立の日から平成18年3月31日までの間は、法人規則、法人規程、法人細則等に定めのない事項については、旧国立学校設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）をいう。）の定めにより設置されていた筑波大学が定めた規則等の規定を準用して、法人の業務を行うことができるものとする。

附 則（平16. 4. 15法人規則23号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平16. 4. 22法人規則26号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16. 6. 3法人規則36号）

この法人規則は、平成16年6月3日から施行する。

附 則（平17. 1. 27法人規則1号）

この法人規則は、平成17年1月27日から施行する。

附 則（平17. 3. 24法人規則4号）

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経営・政策科学研究科等の存続に関する経過措置)

第2条 経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平18. 2. 23法人規則3号）

この法人規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平18. 3. 23法人規則22号）

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

(医科学研究科の存続に関する経過措置)

第2条 医科学研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平18. 5. 26 法人規則37号)

この法人規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 (平18. 9. 11 法人規則43号)

この法人規則は、平成18年9月11日から施行する。

附 則 (平18. 11. 20 法人規則52号)

この法人規則は、平成18年11月20日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22 法人規則28号)

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

(環境科学研究科及び芸術研究科の存続に関する経過措置)

第2条 環境科学研究科及び芸術研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(第一学群等の存続に関する経過措置)

第3条 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第44条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学群に在学する者が当該学群に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平19. 6. 28 法人規則39号)

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則 (平19. 11. 13 法人規則50号)

この法人規則は、平成19年11月13日から施行する。

附 則 (平20. 3. 27 法人規則20号)

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

(地域研究研究科及び体育研究科の存続に関する経過措置)

第2条 地域研究研究科及び体育研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(以下「新規則」という。)第39条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(職員の人事に関する経過措置)

第3条 この法人規則の施行の前に附属病院長及び附属学校教育局長が行った職員の任免そ

の他の人事については、新規則の規定により学長が行ったものとみなす。

附 則（平 20. 6. 12 法人規則 29 号）

この法人規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 20. 7. 31 法人規則 34 号）

この法人規則は、平成 20 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平 20. 9. 11 法人規則 35 号）

この法人規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 4. 23 法人規則 34 号）

この法人規則は、平成 21 年 4 月 23 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 22. 2. 26 法人規則 2 号）

この法人規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 3. 25 法人規則 22 号）

この法人規則は、平成 22 年 3 月 25 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 3 月 10 日から適用する。

附 則（平 22. 3. 31 法人規則 30 号）

この法人規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 5. 27 法人規則 39 号）

この法人規則は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 22. 9. 22 法人規則 45 号）

この法人規則は、平成 22 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平 23. 1. 27 法人規則 1 号）

この法人規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 24 法人規則 34 号）

- 1 この法人規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 47 条の 2 第 3 項から第 5 項の規定にかかわらず、系長は、当分の間、専ら学長が別に定める範囲でその職務に従事するものとする。
- 3 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を次のように改正する。
第 48 条及び第 48 条の 2 を削る。

附 則（平23.9.29法人規則49号）
この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.2.3法人規則1号）
この法人規則は、平成24年2月3日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則（平24.3.29法人規則4号）
この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規則59号）
この法人規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平25.2.28法人規則4号）
この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規則33号）
この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.10.31法人規則41号）
この法人規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則55号）
この法人規則は、平成25年11月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則（平26.2.27法人規則2号）
この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規則20号）
この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.4.24法人規則27号）
この法人規則は、平成26年4月24日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規則18号）
この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.6.25法人規則32号）
この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規則27号）
この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平 29. 3. 23 法人規則 6 号）

この法人規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 7. 10 法人規則 27 号）

この法人規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 3. 22 法人規則 21 号）

この法人規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 11. 29 法人規則 50 号）

この法人規則は、平成 30 年 11 月 29 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平 31. 2. 28 法人規則 9 号）

この法人規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 10. 31 法人規則 13 号）

この法人規則は、令和元年 10 月 31 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令元. 12. 26 法人規則 15 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（法人細則の廃止）

第 2 条 次に掲げる法人細則は、廃止する。

- (1) ヒューマンバイオロジー学位プログラムの人材養成目的等に関する法人細則(平成 24 年法人細則第 17 号)
- (2) エンパワーメント情報学プログラムの人材養成目的等に関する法人細則(平成 26 年法人細則第 15 号)
- (3) ライフイノベーション学位プログラムの人材養成目的等に関する法人細則(平成 27 年法人細則第 14 号)

（研究科の存続に関する経過措置）

第 3 条 人文社会科学部研究科、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科、人間総合科学研究科、図書館情報メディア研究科及び教育研究科の組織、運営等については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者（令和 2 年 4 月 1 日以降に当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。）が当該研究科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

（グローバル教育院の学位プログラムの存続に関する経過措置）

第 4 条 グローバル教育院の学位プログラムのうち、ヒューマンバイオロジー学位プログラム、エンパワーメント情報学プログラム及びライフイノベーション学位プログラムの組織、運営等については、新規則の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学位プログラムに在学す

る者(令和2年4月1日以降に当該学位プログラムに編入学、転入学及び再入学する者を含む。)が当該学位プログラムに在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

(総合学域群長の選考に関する経過措置)

第5条 この法人規則の施行の日から令和6年3月31日までの間における総合学域群長に係る第46条の2の3第2項の規定の適用については、同項中「教授」とあるのは「教授又は特命教授」とする。

附 則 (令2. 3. 26 法人規則11号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 3. 26 法人規則12号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 7. 30 法人規則40号)

この法人規則は、令和2年7月30日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、令和元年9月1日から適用する。

附 則 (令3. 3. 18 法人規則4号)

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 1. 27 法人規則1号)

この法人規則は、令和4年1月27日から施行する。

附 則 (令4. 3. 24 法人規則12号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。
(法人規程の廃止)
- 2 次に掲げる法人規程は、廃止する。
 - (1) 大学経営改革室規程(平成30年法人規程第34号)
 - (2) 広報戦略室規程(平成16年法人規程第15号)

附 則 (令4. 12. 22 法人規則60号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、令和5年1月1日から施行する。
(ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター規程の廃止)
- 2 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター規程(平成27年法人規程第58号)は、廃止する。

附 則 (令 . . . 法人規則 . . . 号)

この法人規則は、令和 . . . 年 . . . 月 . . . 日から施行する。

○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（案）

〔平成16年4月1日〕
法人規程第1号

改正 平成16年法人規程第10号
平成16年法人規程第11号
平成17年法人規程第9号
平成18年法人規程第2号
平成18年法人規程第19号
平成18年法人規程第36号
平成18年法人規程第37号
平成18年法人規程第50号
平成19年法人規程第27号
平成19年法人規程第39号
平成19年法人規程第45号
平成19年法人規程第50号
平成20年法人規程第22号
平成20年法人規程第40号
平成20年法人規程第50号
平成21年法人規程第29号
平成21年法人規程第40号
平成22年法人規程第2号
平成22年法人規程第19号
平成22年法人規程第24号
平成22年法人規程第33号
平成22年法人規程第44号
平成23年法人規程第1号
平成23年法人規程第19号
平成23年法人規程第33号
平成23年法人規程第36号
平成24年法人規程第4号
平成24年法人規程第57号
平成24年法人規程第59号
平成25年法人規程第11号
平成25年法人規程第43号
平成25年法人規程第55号
平成25年法人規程第59号
平成26年法人規程第5号
平成26年法人規程第28号
平成26年法人規程第57号
平成27年法人規程第1号
平成27年法人規程第3号
平成27年法人規程第20号

平成27年法人規程第36号
平成27年法人規程第38号
平成27年法人規程第46号
平成27年法人規程第49号
平成27年法人規程第59号
平成27年法人規程第65号
平成28年法人規程第27号
平成28年法人規程第67号
平成29年法人規程第10号
平成29年法人規程第44号
平成29年法人規程第47号
平成29年法人規程第48号
平成29年法人規程第52号
平成29年法人規程第53号
平成30年法人規程第12号
平成30年法人規程第14号
平成30年法人規程第33号
平成30年法人規程第64号
平成30年法人規程第70号
平成31年法人規程第 2号
平成31年法人規程第18号
令和 元年法人規程第10号
令和 元年法人規程第15号
令和 元年法人規程第18号
令和 2年法人規程第 1号
令和 2年法人規程第14号
令和 2年法人規程第16号
令和 2年法人規程第40号
令和 2年法人規程第41号
令和 2年法人規程第46号
令和 2年法人規程第49号
令和 3年法人規程第 1号
令和 3年法人規程第 4号
令和 3年法人規程第 7号
令和 3年法人規程第36号
令和 4年法人規程第 1号
令和 4年法人規程第 3号
令和 4年法人規程第53号
令和 4年法人規程第59号
令和 5年法人規程第 1号
令和 5年法人規程第 2号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 役員（第2条―第3条）
- 第3章 本部（第4条―第19条）
- 第4章 教育研究組織（第20条―第29条の2）
- 第5章 事業費により措置する教育研究組織等（第30条―第36条の7）
- 第6章 職員等（第37条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第32条の2第9項、第32条の3第10項、第32条の4の2第11項、第32条の5第10項、第33条第5項、第33条の2第5項、第33条の3第2項、第33条の4第6項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第34条の5第2項、第38条第2項及び第3項、第44条第3項、第44条の2第2項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2章 役員

（役員会の開催等）

第2条 基本規則第11条の役員会は、毎月1回開催することを常例とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時にこれを開催することができる。
- 3 役員会を開催する場合には、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を役員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、会議開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により行うことを常例とする。
- 5 役員会の議案に関し必要な事項は、法人細則で定める。
- 6 役員会の議を経る事項の審議の時期及び審議に際して提出する資料については、法人規則及びこれに基づく法人規程に定めるもののほか、法人細則で定める。

（役員会への監事の出席）

第3条 基本規則第11条第3項の規定により、監事が役員会へ出席する場合には、あらかじめ学長に申し出るものとする。

第3章 本部

（副学長の数等）

第4条 基本規則第27条第5項の法人規程で定める副学長の数は、10人以内とする。

2 学長は、毎年度、副学長の職務分担を定めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、副学長の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

(大学執行役員の職務分担)

第4条の2 学長は、毎年度、大学執行役員の職務分担を定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、大学執行役員の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長補佐の数)

第5条 基本規則第31条第1項の法人規程で定める副学長補佐の数は、次項に規定する者を含め、各副学長につき2人以内とする。ただし、学長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 第10条に規定する部に置かれる部長は、副学長補佐とする。

(運営会議の議長)

第6条 基本規則第32条の運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

(運営会議の学長指名構成員の任期)

第6条の2 基本規則第32条第2項第4号の規定により学長が指名する構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(運営会議の開催)

第7条 運営会議は、毎週1回開催することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

(大学経営推進局の業務)

第8条 基本規則第32条の2に規定する大学経営推進局は、次の業務を遂行する。

- (1) インスティテューショナル・リサーチを踏まえた法人の経営分析に関すること。
- (2) 法人を取り巻く環境の将来予測及びこれを踏まえたビジョンの策定に関すること。
- (3) 中長期的な法人の経営戦略の策定に関すること。
- (4) 所管・部局横断的な施策の計画等に関すること。

(広報局の業務)

第8条の2 基本規則第32条の3に規定する広報局は、次の業務を遂行する。

- (1) 広報に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 広報活動の実施に関すること。
- (3) 広報活動におけるステークホルダーとのエンゲージメントに関すること。
- (4) 報道に関すること。

(国際局に置かれる国際室及びグローバル・コモنزの業務)

第8条の3 基本規則第32条の4の2第1項に規定する国際室は、次の業務を遂行する。

- (1) 国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の国際戦略の立案及び策定並びに推進に関すること。
 - (2) 法人の国際化に関する情報の収集及び集約、分析並びに提供に関すること。
 - (3) 海外拠点の設置及び運営を含む地域別戦略並びに海外拠点に係る活動のモニタリングに関すること。
 - (4) 外国の大学等との連携の推進に関すること。
 - (5) 教育開発国際協力の推進に関すること。
 - (6) その他法人の国際戦略に関すること。
- 2 基本規則第32条の4の2第1項に規定するグローバル・コモンズは、次の業務を遂行する。
- (1) 法人の国際性の日常化の促進に関する企画及び調整に関すること。
 - (2) 事務職員のグローバル・リテラシーの向上に関すること。
 - (3) 外国人教員及びその家族の日常生活における諸手続等の支援に関すること。
 - (4) 職員の国際的な活動に係る支援に関すること。
 - (5) 海外安全危機管理に関すること。

（ヒューマンエンパワーメント推進局の業務）

第8条の4 基本規則第32条の5に規定するヒューマンエンパワーメント推進局は、次の業務を遂行する。

- (1) 多様な他者を適切に理解し、及び対応するための啓発活動に関すること。
- (2) 学生及び職員のキャリアに応じた人材育成に関すること。
- (3) 学生及び職員が持つ能力を活かす公正及び公平な支援環境の構築に関すること。
- (4) ダイバーシティ・インクルージョンに関すること。

（監査室の業務）

第9条 基本規則第33条に規定する監査室は、次の業務を遂行する。

- (1) 監事の行う監査の補助に関すること。
- (2) 法人の内部監査の実施に関すること。

（企画評価室の業務）

第9条の2 基本規則第33条の2に規定する企画評価室は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人運営の改善に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 法人並びに本部及び教育研究組織の評価に関すること。
- (4) 教育、研究等に関する基幹的な情報の収集、共有化等に関すること。
- (5) 学校基本調査その他の統計調査に関すること。

（事業開発推進室の業務）

第9条の3 基本規則第33条の3に規定する事業開発推進室は、次の業務を遂行する。

- (1) 新規事業の開発に関すること。
- (2) 筑波大学アソシエイトに関すること。
- (3) ホームカミングデーの企画及び実施に関すること。
- (4) 基金活動に関すること。
- (5) 基金の管理及び運営に関すること。

- (6) その他本学のステークホルダー及び学外（企業等）との連携に関すること。

（URA 研究戦略推進室の業務）

第9条の4 基本規則第33条の4に規定するURA 研究戦略推進室は、次の業務を遂行する。

- (1) 研究戦略及び研究経営に関すること。
- (2) 研究に係る外部資金獲得の戦略に関すること。
- (3) 研究に係る渉外に関すること。
- (4) その他研究推進体制・機能の充実強化に関すること。

（部の名称）

第10条 基本規則第34条第2項の法人規程で定める部の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 教育推進部
- (5) 学生部
- (6) 研究推進部
- (7) 産学連携部
- (8) 学術情報部

（総務部）

第11条 総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
- (2) リスク・安全管理課
- (3) 人事課
- (4) 組織・職員課

2 総務課は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人の業務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 法人の内部統制の総括に関すること。
- (3) 法人のコンプライアンスに関すること。
- (4) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (5) 学長選考・監察会議に関すること。
- (6) 運営会議に関すること。
- (7) 国立大学協会に関すること。
- (8) 役員等の秘書業務に関すること。
- (9) 公印の管守及び法人文書の審査に関すること。
- (10) 法人の意思決定及び情報伝達のシステムに関すること。
- (11) 法人規則等の管理に関すること。
- (12) 争訟に関すること。
- (13) 国立大学法人筑波大学法人文書の開示の手続きに関する規程（平成27年法人規程第21号）及び国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程（平成17年法人規程第10号）に基づく情報の公開に関すること。
- (14) アーカイブズに関すること。

(15) 地方公共団体等との連携に関する事。

(16) 大学会館に関する事。

3 リスク・安全管理課は、次の業務を遂行する。

(1) 法人のリスク管理の総括に関する事。

(2) 構内管理に関する事。

(3) 防火管理に関する事。

(4) 実験環境に関する事。

(5) 安全衛生に関する事。

(6) 防災及び学内交通安全対策に関する事。

4 人事課は、次の業務を遂行する。

(1) 総人件費の分析等に関する事。

(2) 人事及び給与制度の企画に関する事。

(3) 職員の採用、昇任、退職、給与、退職金等に関する事。

(4) 職員の定員・人員管理に関する事。

(5) 障害者及び高年齢者の雇用（再雇用を含む。）に関する事。

(6) 人事企画委員会に関する事。

(7) 福利厚生に関する事。

(8) 共済組合に関する事。

5 組織・職員課は、次の業務を遂行する。

(1) 事務組織に関する事。

(2) 業務改善の推進に関する事。

(3) 職務評価に関する事。

(4) 人材育成に関する事。

(5) 就業規則に関する事。

(6) 労務管理（労働組合を含む。）に関する事。

(7) 職員の服務、兼業、勤務時間、休暇等に関する事。

(8) ハラスメントの防止等に関する事。

(9) 職員の懲戒に関する事。

(10) ゆりのき保育所に関する事。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、基本規則第34条第3項の規定に基づき、総務部に総合事務センターを置き、次の業務を遂行させる。

(1) 学内各組織が行っている業務のうち定型的業務に係る効率化及び支援に関する事。

(2) 再雇用職員の業務に関する事。

第12条 削除

(財務部)

第13条 財務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(1) 財務企画課

(2) 財務制度企画課

(3) 財務管理課

(4) 資金調達・運用課

(5) 契約課

- 2 財務企画課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 予算に関すること。
 - (2) 財務運営に係る企画立案に関すること。
- 3 財務制度企画課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 会計に係る法人規則等に関すること。
 - (2) 会計に係る争訟に関すること。
 - (3) 会計制度に係る改善・整備等に関すること。
 - (4) 会計の監査（監査室及び財務管理課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- 4 財務管理課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 決算に関すること。
 - (2) 財務・経営状況の分析に関すること。
 - (3) 財務会計システムに関すること。
 - (4) 会計監査人が行う監査に関すること。
 - (5) 収入及び支出に関すること。
- 5 資金調達・運用課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 資金の調達及び償還に関すること。
 - (2) 資金の運用に関すること。
 - (3) 信用格付けに関すること。
- 6 契約課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 物品の売買、交換及び賃貸借に係る契約並びに製造その他の請負に係る契約に関すること。
 - (2) 物品の管理及び処分に関すること。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、基本規則第34条第3項の規定に基づき、財務部に全学会計センターを置き、次の業務を遂行させる。
 - (1) 債務の計上及び経費の精算に関すること。
 - (2) 旅費及び謝金に関すること。

（施設部）

第14条 施設部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 施設企画課
 - (2) 施設マネジメント課
 - (3) 施設整備課
 - (4) 施設サービス課
- 2 施設企画課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 施設整備の企画立案に関すること。
 - (2) 施設整備の契約に関すること。
 - (3) PFI（民間資金等活用）事業に関すること。
 - 3 施設マネジメント課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 不動産の管理及び処分に関すること。
 - (2) 不動産の売買、交換及び賃貸借に係る契約に関すること。
 - (3) 光熱水料等の契約及び管理等に関すること。
 - (4) 役員、職員等の宿舍に関すること。
 - 4 施設整備課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 施設整備の計画に関すること。

- (2) 施設整備の実施に関する事。
- (3) 屋外環境の整備に関する事。
- 5 施設サービス課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 施設維持管理の計画に関する事。
 - (2) 施設維持管理の実施に関する事。
 - (3) エネルギーの管理に関する事。
 - (4) 施設の運転管理に関する事。

第15条 削除

(教育推進部)

第16条 教育推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 教育推進課
- (2) 教育機構支援課
- (3) 社会連携課
- (4) 入試課
- 2 教育推進課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 大学教育に関する総合調整に関する事。
 - (2) 学群教育並びに大学院教育の推進及び運営支援に関する事。
 - (3) 教育情報システム等の企画立案、推進及び運営支援に関する事。
 - (4) 第28条に規定するグローバルコミュニケーション教育センター及び体育センターに関する事。
- 3 教育機構支援課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 教育改革の支援に関する事。
 - (2) 教育の質保証及び質向上に関する事。
 - (3) 教育組織の設置及び改廃に関する事。
 - (4) グローバル教育院に関する事。
 - (5) 第20条に規定する学位プログラムのうち、次の組織に関する事。
 - ア 第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群ライフイノベーション(生物情報)学位プログラム
 - イ 第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群のライフイノベーション(食料革新)学位プログラム、ライフイノベーション(環境制御)学位プログラム及びライフイノベーション(生体分子材料)学位プログラム
 - ウ 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のヒューマンバイオロジー学位プログラム、ライフイノベーション(病態機構)学位プログラム及びライフイノベーション(創薬開発)学位プログラム
- 4 社会連携課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 本学を拠点とする生涯学習の推進並びに高大連携等教育の社会連携の企画立案及び実施に関する事。
 - (2) 教育職員免許状等の各種資格取得に係る教育の実施に関する事。
- 5 入試課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 入学者の選抜に係る大学全体の企画及び連絡調整に関する事。
 - (2) 学群及び総合学域群並びに大学院の入学者の選抜に関する事。

- (3) 大学入学共通テストの実施に関する事。
- (4) 第28条に規定するアドミッションセンターに関する事。

(学生部)

第17条 学生部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 学生生活課
- (2) 学生交流課

2 学生生活課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学生生活に係る指導、助言及び援助に関する事。
- (2) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (3) 課外活動施設等の管理に関する事。
- (4) 学生の奨学金に関する事。
- (5) 授業料等の免除、徴収猶予等に関する事。
- (6) 福利厚生施設及び学生居住施設の管理に関する事。
- (7) 第28条に規定する保健管理センターに関する事。
- (8) スチューデントサポートセンターに関する事。

3 学生交流課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学生の国際交流に係る企画立案に関する事。
- (2) 外国人研究生等の受入れに関する事。
- (3) 学生の海外留学に関する事。
- (4) 外国人留学生等の支援に関する事。

(研究推進部)

第18条 研究推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 研究企画課
- (2) 外部資金課

2 研究企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 研究事業に関する事。
- (2) 研究に係る企画及び連絡調整に関する事。
- (3) 教育研究施設(他課等の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (4) 研究戦略イニシアティブ推進機構に関する事。
- (5) オープンファシリティー推進機構に関する事。
- (6) DESIGN THE FUTURE 機構に関する事。

3 外部資金課は、次の業務を遂行する。

- (1) 競争的研究資金その他の研究資金の導入に関する事。
- (2) 研究に係る研究助成金に関する事。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人(以下「国等」という。)からの公的資金(共同研究、受託研究)に関する事。

(産学連携部)

第18条の2 産学連携部に置く課の名称は、産学連携企画課とする。

2 産学連携企画課は、国際産学連携本部が定めた基本的な方針に基づき、次の業務を遂行する。

- (1) 産学連携に係る企画立案に関する事。

- (2) イノベーション・エコシステムの推進に関すること。
- (3) 産学連携に係る事業運営に関すること。
- (4) 企業・自治体等との連携に関すること。
- (5) 産学連携に係る技術移転に関すること。
- (6) 知的財産の取扱いに関すること。
- (7) 国等以外の資金（共同研究（特別共同研究事業を含む）、受託研究、学術指導等）に関すること。
- (8) 国際戦略総合特区に関すること。
- (9) つくばグローバル・イノベーション推進機構に関すること。
- (10) トランスフォーメーションコネクタ機構に関すること。
- (11) 第34条第2項に規定する高細精医療イノベーション研究コアに関すること。
- (12) 第36条の4第2項に規定する開発研究センターに関すること。

（学術情報部）

第18条の2の2 学術情報部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 情報企画課
- (2) アカデミックサポート課
- (3) 情報基盤課

2 情報企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 図書、雑誌その他の資料（以下「図書館資料」という。）の収集及び管理に関すること。
- (2) 学内で生産された学術情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 図書館システムの整備及び管理に関すること。
- (4) 情報ガバナンスに関すること。
- (5) 筑波大学出版会に関すること。

3 アカデミックサポート課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学術情報の提供に関すること。
- (2) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (3) 附属図書館における学習及び教育の支援に関すること。
- (4) 附属図書館における学習環境の整備に関すること。

4 情報基盤課は、次の業務を遂行する。

- (1) 情報ネットワーク、計算機環境等の維持及び管理に関すること。
- (2) 業務情報システムの整備及び管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。
- (4) 業務情報システムを担う人材の育成に関すること。
- (5) 情報環境機構に関すること。
- (6) 第27条に規定する学術情報メディアセンターに関すること。

（東京キャンパス事務部）

第18条の3 基本規則第34条の2第2項の東京キャンパス事務部に置く課の名称は、次のとおりとし、基本規則第66条第3項に規定する課とする。

- (1) 学校支援課
- (2) 企画推進課

2 学校支援課は、次の業務を遂行する。

- (1) 附属学校教育審議会及び附属学校教育局マネジメント会議に関すること。
- (2) 附属学校教員選考委員会に関すること。
- (3) 職員の任免、給与、分限、労務、表彰、研修等に関すること。
- (4) 附属学校の児童生徒等に係る在籍管理等に関すること。
- (5) 附属学校の安全管理等に関すること。

3 企画推進課は、次の業務を遂行する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 物品の調達及び管理に関すること。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- (4) 大学・附属学校等の連携に関すること。
- (5) 附属学校の入学者の選抜に関すること。
- (6) 附属学校の教育課程及び国際教育に関すること。
- (7) 理療科教員養成施設に関すること。

(エリア支援室)

第18条の4 基本規則第34条の3第2項の法人規程で定めるエリア支援室の名称は、次のとおりとする。

- (1) 人文社会エリア支援室
- (2) 数理物質エリア支援室
- (3) システム情報エリア支援室
- (4) 生命環境エリア支援室
- (5) 人間エリア支援室
- (6) 体育芸術エリア支援室
- (7) 医学医療エリア支援室
- (8) 図書館情報エリア支援室

2 人文社会エリア支援室は、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

- (1) 第20条第1号アに規定する人文社会科学研究群
- (2) 人文・文化学群及び社会・国際学群
- (3) 人文・文化学群人文学類及び社会・国際学群社会学類
- (4) 第23条に規定する人文社会系
- (5) 第25条に規定する西アジア文明研究センター

3 数理物質エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

- (1) 第20条第2号アに規定する数理物質科学研究群
- (2) 生命環境学群地球学類、理工学群数学類、理工学群物理学類及び理工学群化学類
- (3) 第23条に規定する数理物質系
- (4) 第25条に規定する宇宙史研究センター及びエネルギー物質科学研究センター

4 システム情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

- (1) 第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群(ライフイノベーション(生物情報)学位プログラムを除く。)
- (2) 理工学群
- (3) 社会・国際学群国際総合学類、理工学群応用理工学類、理工学群工学システム学類、理工

学群社会工学類及び情報学群情報科学類

- (4) 第22条の2に規定する理工学群総合理工学学位プログラム
 - (5) 第23条に規定するシステム情報系
- 5 生命環境エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群（ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラムを除く。）
 - (2) 第20条第2号エに規定する国際連携持続環境科学専攻
 - (3) 生命環境学群
 - (4) 人文・文化学群比較文化学類、人文・文化学群日本語・日本文化学類、生命環境学群生物学類及び生命環境学群生物資源学類
 - (5) 第23条に規定する生命環境系
 - (6) 第25条に規定する山岳科学センター及び微生物サステナビリティ研究センター
- 6 人間エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群の教育学学位プログラム、心理学学位プログラム及び障害科学学位プログラム
 - (2) 人間学群
 - (3) 人間学群教育学類、人間学群心理学類及び人間学群障害科学類
 - (4) 第23条に規定する人間系
- 7 体育芸術エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のニューロサイエンス学位プログラム、ヒューマン・ケア科学学位プログラム、パブリックヘルス学位プログラム、スポーツ医学学位プログラム、体育学学位プログラム、スポーツ・オリンピック学学位プログラム、体育科学学位プログラム、コーチング学学位プログラム、芸術学学位プログラム、デザイン学学位プログラム及び世界遺産学学位プログラム
 - (2) 第20条第3号イ及びウに規定するスポーツ国際開発学共同専攻及び大学体育スポーツ高度化共同専攻
 - (3) 体育専門学群及び芸術専門学群
 - (4) 第23条に規定する体育系及び芸術系
 - (5) 第25条に規定するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター
- 8 医学医療エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群の医学学位プログラム、看護科学学位プログラム、フロンティア医科学学位プログラム及び公衆衛生学学位プログラム
 - (2) 第20条第3号エに規定する国際連携食料健康科学専攻
 - (3) 医学群
 - (4) 医学群医学類、医学群看護学類及び医学群医療科学類
 - (5) 第23条に規定する医学医療系
 - (6) 第25条に規定するトランスボーダー医学研究センター
- 9 図書館情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

のとする。

- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群情報学学位プログラム
- (2) 情報学群
- (3) 情報学群知識情報・図書館学類及び情報学群情報メディア創成学類
- (4) 第23条に規定する図書館情報メディア系

(社会人大学院等支援室)

第18条の5 基本規則第34条の4第2項の法人規程で定める社会人大学院等支援室の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 第20条第1号イに規定するビジネス科学研究群に関すること。
- (2) 第20条第1号ウ及びエに規定する法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻に関すること。
- (3) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のカウンセリング学位プログラム、カウンセリング科学学位プログラム、リハビリテーション科学学位プログラム及びスポーツウェルネス学学位プログラムに関すること。
- (4) 第23条に規定するビジネスサイエンス系に関すること。
- (5) 大学マネジメント人材養成講座の運営に関すること。
- (6) 教学マネジメント室に置く高等教育研究部門を担当する大学教員のうち、主たる勤務地を東京キャンパスとする大学教員に関すること。
- (7) 人間系に所属する大学教員のうち、主として第3号の学位プログラムを担当する大学教員に関すること。

(マレーシア海外教育拠点支援室)

第18条の6 基本規則第34条の5第2項の法人規程で定める海外教育拠点支援室の名称は、マレーシア海外教育拠点支援室とする。

2 マレーシア海外教育拠点支援室は、法人の業務のうち、次の業務を遂行する。

- (1) 学際サイエンス・デザイン専門学群に関すること。
- (2) マレーシア政府、マラヤ大学その他の学際サイエンス・デザイン専門学群に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(学長の承認)

第19条 副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長（基本規則第32条の3第5項で定める者に限る。次項において同じ。）、部長、課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長及び海外教育拠点支援室長は、それぞれ所掌する業務について、法人規程で定めるところにより、学長の承認を得てこれを行わなければならない。

2 学長は、業務の実施の承認に関し、法人規程で定めるところにより、その職務の一部について、副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長、部長、課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長又は海外教育拠点支援室長に委任することができる。

第4章 教育研究組織

(研究群及び専攻並びに学位プログラム)

第20条 基本規則第38条第2項及び第3項の法人規程で定める研究群及び専攻並びに学位プ

プログラム並びにその筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第2条に規定する課程及び第3条に規定する区分は、次のとおりとする。

(1) 人文社会ビジネス科学学術院

ア 人文社会科学研究群

- 人文学学位プログラム（区分制博士課程）
- 国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程）
- 国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程）

イ ビジネス科学研究群

- 法学学位プログラム（区分制博士課程）
- 経営学学位プログラム（区分制博士課程）

ウ 法曹専攻（専門職学位課程）

エ 国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）

(2) 理工情報生命学術院

ア 数理物質科学研究群

- 数学学位プログラム（区分制博士課程）
- 物理学学位プログラム（区分制博士課程）
- 化学学位プログラム（区分制博士課程）
- 応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）
- 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）

イ システム情報工学研究群

- 社会工学学位プログラム（区分制博士課程）
- サービス工学学位プログラム（博士前期課程）
- リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程）
- 情報理工学位プログラム（区分制博士課程）
- 知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）
- 構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）
- エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）
- ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム（区分制博士課程）

ウ 生命地球科学研究群

- 生物学学位プログラム（区分制博士課程）
- 生物資源科学学位プログラム（博士前期課程）
- 農学学位プログラム（博士後期課程）
- 生命農学学位プログラム（博士後期課程）
- 生命産業科学学位プログラム（博士後期課程）
- 地球科学学位プログラム（区分制博士課程）
- 環境科学学位プログラム（博士前期課程）
- 環境学学位プログラム（博士後期課程）
- 山岳科学学位プログラム（博士前期課程）
- ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム（区分制博士課程）
- ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム（区分制博士課程）
- ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム（区分制博士課程）

エ 国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）

(3) 人間総合科学学術院

ア 人間総合科学研究群

- 教育学学位プログラム（区分制博士課程）
- 心理学学位プログラム（区分制博士課程）
- 障害科学学位プログラム（区分制博士課程）
- カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）
- カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）
- リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程）
- ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）
- 医学学位プログラム（一貫制博士課程）
- 看護科学学位プログラム（区分制博士課程）
- フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）
- 公衆衛生学学位プログラム（修士課程）
- ヒューマン・ケア科学学位プログラム（3年制博士課程）
- パブリックヘルス学位プログラム（3年制博士課程）
- スポーツ医学学位プログラム（3年制博士課程）
- 体育学学位プログラム（博士前期課程）
- スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程）
- 体育科学学位プログラム（博士後期課程）
- コーチング学学位プログラム（3年制博士課程）
- スポーツウエルネス学学位プログラム（区分制博士課程）
- 芸術学学位プログラム（区分制博士課程）
- デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）
- 世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）
- 情報学学位プログラム（区分制博士課程）
- ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）
- ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程）
- ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）

- イ スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）
- ウ 大学体育スポーツ高度化共同専攻（3年制博士課程）
- エ 国際連携食料健康科学専攻（修士課程）

（共同専攻の連携大学）

第20条の2 前条に定める専攻のうち、共同専攻（大学院学則第26条の4第2項に規定する共同教育課程を編成するものをいう。）を構成する他の大学院を置く大学（以下この条において「連携大学」という。）及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
スポーツ国際開発学共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県
大学体育スポーツ高度化共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県

（国際連携専攻の連携大学）

第20条の3 第20条第1項に定める専攻のうち、国際連携専攻（大学院学則第26条の5第

1項に規定するものをいう。)において連携して教育研究を実施する外国の大学院を置く大学(以下この条において「連携大学」という。)及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
国際連携持続環境科学専攻	マレーシア日本国際工科院	マレーシア
国際連携食料健康科学専攻	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス共和国 台湾

第21条 削除

第21条の2 削除

(学類)

第22条 基本規則第44条第3項の法人規程で定める人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に置く学類は、次のとおりとする。

- (1) 人文・文化学群
 - 人文学類
 - 比較文化学類
 - 日本語・日本文化学類
- (2) 社会・国際学群
 - 社会学類
 - 国際総合学類
- (3) 人間学群
 - 教育学類
 - 心理学類
 - 障害科学類
- (4) 生命環境学群
 - 生物学類
 - 生物資源学類
 - 地球学類
- (5) 理工学群
 - 数学類
 - 物理学類
 - 化学類
 - 応用理工学類
 - 工学システム学類
 - 社会工学類
- (6) 情報学群
 - 情報科学類
 - 情報メディア創成学類
 - 知識情報・図書館学類
- (7) 医学群
 - 医学類

看護学類
医療科学類

(学群に置く学位プログラム)

第22条の2 基本規則第44条の2第2項の法人規程で定める学位プログラムの名称は、次のとおりとする。

理工学群
総合理工学学位プログラム

(外国に置く学群)

第22条の3 基本規則第44条第1項に規定する学群のうち外国に置く学群の名称、英語名称及びその位置は、次のとおりとする。

学群の名称	英語名称	位置
学際サイエンス・デザイン 専門学群	School of Transdisciplinary Science and Design	マレーシア

(系)

第23条 基本規則第47条第3項の法人規程で定める系の名称は、次のとおりとする。

人文社会系
ビジネスサイエンス系
数理物質系
システム情報系
生命環境系
人間系
体育系
芸術系
医学医療系
図書館情報メディア系
学際研究系

(域)

第23条の2 系には、必要に応じ、業務運営上の実施単位である内部組織として、域を置くことができる。

2 域の名称その他必要な事項は、系長が、部局細則で定める。

第24条 削除

(先端研究センター群)

第25条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める先端研究センター群に区分される教育研究施設の名称及び分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
国際統合睡眠医科学研究	睡眠覚醒機構を解明し睡眠を制御する戦略の開発並びに睡眠障害

究機構	及び関連する疾患の制御を通して人類の健康増進に貢献する研究
計算科学研究センター	科学の諸領域における超高速シミュレーション、大規模データ解析等を中心とする研究、超高速計算システム及び超高速ネットワーク技術の開発並びに情報技術の革新的な応用方法の研究
生存ダイナミクス研究センター	生物の持つ環境変化へのダイナミックな応答機能を「生物の生存戦略」と捉えた新しい生命動態科学の領域を切り拓く研究
つくば機能植物イノベーション研究センター	食料・生物資源の安定的な確保に向けた植物バイオテクノロジーと遺伝資源保全利用を基調とした基盤的遺伝子研究から生産・流通を見据えた応用的研究及び研究成果を活用したイノベーションの創出支援と教育への展開
下田臨海実験センター	海洋及びその沿岸に生息する生物の発生学、生理生化学、生態学等並びに海洋学、海洋環境等に関連する生命科学及び地球科学（地理地学）の研究及び教育
プラズマ研究センター	プラズマ物理学及びその応用に関する研究教育（特に電位・電場によるプラズマ閉じ込めの向上及びプラズマの高性能化に係る研究教育）並びに関連機器の開発等
地中海・北アフリカ研究センター	地中海・北アフリカにおける新時代志向型の戦略的学際研究の推進
サイバニクス研究センター	人間の身体機能を支援・増幅・拡張する人支援技術によるイノベーションの創出と新産業創出
アイソトープ環境動態研究センター	放射性同位元素、核燃料物質及びエックス線発生装置等の学内管理・安全教育、並びにこれらを用いた基礎、環境移行及び環境動態予測に係る調査・研究・開発
人工知能科学センター	AI 及びビッグデータ解析技術を集結し、実用に繋がる基盤技術開発拠点の構築
微生物サステイナビリティ研究センター	持続可能な社会の構築に向けた次世代の微生物制御と微生物利用に関わる新たな学問分野を切り拓く基礎及び応用研究
ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター	人間の統合的な身体活動能力を多角的に研究並びに最適パフォーマンスを引き出す科学的手法の開発・社会実装
陽子線医学利用研究センター	医学及び関連分野の研究、教育の場としての機能並びに機器の改善・開発を行うことによるがん診療における陽子線療法の有効性の確立
西アジア文明研究センター	古代西アジア文明の諸相とその後代への影響に関する学際研究及び西アジアの文化財の保全に関する研究とその社会実装
宇宙史研究センター	時空の発祥から物質の起源、宇宙の進化及び生命の起源までの宇宙史の統括的解明
エネルギー物質科学研究センター	エネルギーの高効率的利用、貯蔵、変換及び制御に関わる新規物質や材料の創製のための基盤的及び応用的研究
山岳科学センター	菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、川上演習林、井川演習林、筑波実験林等を活用した生物科学、農林学、地球科学、環境科学等山岳科学に関する教育研究
トランスボーダー医学研究センター	統合医科学研究部門、基礎研究部門及び生命科学動物資源センター等を活用した医科学の研究拠点と研究分野の創生

- 2 前項の教育研究施設は、その研究内容、質等について、定期的な評価により、級ごとに分類するものとする。
- 3 前2項の教育研究施設の運営に必要な事項は、別に定める。

(全国共同研究施設)

第26条 基本規則第50条第3項の規定に基づき、前条の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設（以下この条において「全国共同研究施設」という。）は、次のとおりとする。

- 計算科学研究センター
- つくば機能植物イノベーション研究センター
- 下田臨海実験センター
- プラズマ研究センター
- アイソトープ環境動態研究センター
- ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター

2 全国共同研究施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

（全国共同教育施設）

第26条の2 基本規則第50条第3項の規定に基づき、第25条及び第28条の教育研究施設のうち、全国の他の大学との共同教育を推進する施設（以下この条において「全国共同教育施設」という。）は、次のとおりとする。

- 山岳科学センター
- グローバルコミュニケーション教育センター

2 全国共同教育施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を図ることにより、当該施設の教育目的に合致する多様かつ高度な教育を推進するものに利用させるものとする。

（研究支援センター群）

第27条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める研究支援センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
研究基盤総合センター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究
学術情報メディアセンター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究

（教育等センター群）

第28条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める教育等センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
グローバルコミュニケーション教育センター	学生に対する外国語教育及び外国人留学生等に対する日本語教育等
体育センター	学生の体育指導（専門の体育指導を除く。）、社会体育の実施指導及びスポーツ指導者の養成
アドミッションセンター	アドミッションセンター入試等の実施、国内外における学生募集に係る広報活動の実施及び教育目標に適合した入学者の選抜方法等の調査研究
保健管理センター	学生及び職員の健康管理等

(教育研究施設の次長)

第29条 教育研究施設には、必要に応じ、当該施設の長を補佐するため、次長を置くことができる。

2 次長は、教育研究施設の長を補佐し、当該施設の校務を整理する。

3 前2項に規定するもののほか、次長に関し必要な事項は、教育研究施設の長が部局細則で定める。

(技術室)

第29条の2 基本規則第55条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の右欄の技術室を置く。

組織の名称	技術室の名称
数理物質系	数理物質系技術室
システム情報系	システム情報系技術室
生命環境系	生命環境系技術室
医学医療系	医学医療系技術室
つくば機能植物イノベーション研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター技術室
研究基盤総合センター	研究基盤総合センター技術室

第5章 事業費により措置する教育研究組織等

(事業費により措置する教育研究組織等)

第30条 基本規則第75条第1項に規定する事業費により措置する教育研究組織等を設置又は廃止する場合は、役員会の議を経なければならない。

2 前項の教育研究組織等は、その運営に必要な経費が予算に計上されている場合に限り、これを設置することができる。ただし、当該経費が競争的資金による場合など、あらかじめ予算に計上することが困難であるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により第1項の教育研究組織等を設置したときは、当該組織の設置の日から3月以内に補正予算を編成しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の教育研究組織等に係る申請手続、審査方法、研究期間、更新手続その他当該組織の設置に関し必要な事項は、法人細則で定める。

5 第1項の教育研究組織等の研究課題、構成その他運営に関し必要な事項は、別に法人規程で定める。

6 第1項の教育研究組織等の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

7 第1項の教育研究組織等の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第31条から第33条まで 削除

(国際科学イノベーション研究組織)

第34条 第30条の事業費により措置する専ら研究を行う教育研究組織として、国際科学イノベーション研究組織を置く。

2 国際科学イノベーション研究組織の名称及び研究課題は、次の表のとおりとする。

名 称	研 究 課 題
高細精医療イノベーション研究コア	高細精医療実現のための事業化と製品化

(高細精医療イノベーション研究コアの長)

第35条 高細精医療イノベーション研究コアに、その長を置き、学長が任命する。

- 2 高細精医療イノベーション研究コアの長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 高細精医療イノベーション研究コアの長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 高細精医療イノベーション研究コアの長は、再任されることができる。
- 6 高細精医療イノベーション研究コアの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 高細精医療イノベーション研究コアの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 高細精医療イノベーション研究コアの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第36条 削除

(つくば臨床医学研究開発機構)

第36条の2 第30条の事業費により措置する共同利用・共同研究組織としてつくば臨床医学研究開発機構を置く。

- 2 つくば臨床医学研究開発機構は、学内外の革新的医療技術研究の成果の臨床開発への導入・推進を行うものとする。

(つくば臨床医学研究開発機構の長)

第36条の3 つくば臨床医学研究開発機構に、その長を置き、学長が任命する。

- 2 つくば臨床医学研究開発機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 つくば臨床医学研究開発機構の長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 つくば臨床医学研究開発機構の長は、再任されることができる。
- 6 つくば臨床医学研究開発機構の長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 つくば臨床医学研究開発機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 つくば臨床医学研究開発機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければ

ばならない。

(開発研究センター)

第36条の4 第30条の事業費により措置する開発研究組織として国際産学連携本部に開発研究センターを置く。

2 開発研究センターの名称及び開発研究課題は、次の表のとおりとする。

名 称	開 発 研 究 課 題
プレジジョン・メディスン開発研究センター	生命医科学情報の統合・共有化と活用を可能とする統合的オミックス解析研究の拠点形成を推進し、プレジジョン・メディスンの社会還元を促進する。
未来社会工学開発研究センター	地域未来の基盤作りの研究開発を推進し、地域産業の創出、地域経済の自律的な成長を促進する。
スポーツイノベーション開発研究センター	大学スポーツにおける教育マネジメントに関わる研究拠点を形成し、学生への教育的支援の充実に資するとともに、スポーツ産業の活性化、スポーツアドミニストレーターの育成等を推進する。
ヘルスサービス開発研究センター	医療・看護・保健・介護・福祉を一連のヘルスサービスとしてとらえ、実証データに基づく質の高いサービスの実現に資する開発研究を推進する。
テーラーメイドQOLプログラム開発研究センター	個人のQOLを維持・向上させる画期的なテーラーメイドプログラムの開発研究を推進する。
働く人への心理支援開発研究センター	働く人への心理支援、支援人材の高度化に関する開発研究を推進する。
イノベティブ計測技術開発研究センター	精度・質の高い革新的計測評価技術の開発研究を、研究領域・対象を問わず横断的かつ統合的に推進する。
革新的創薬開発研究センター	少子超高齢社会の医療ニーズを見据えたシーズを基礎研究現場から発掘・育成するとともに、革新的な医薬品、診断技術等の開発研究を推進する。
デジタルネイチャー開発研究センター	デジタルネイチャーに係る研究を推進し、メディア装置等とそれを活用したサービスを開発する。
健幸イノベーション開発研究センター	健康長寿社会の実現に資するため、機能性素材及び機能性刺激に関する開発研究を推進する。
スマートウエルネスシティ政策開発研究センター	健康長寿社会を実現できる都市の創生に資するため、超高齢社会に起因した諸課題に関する開発研究を推進し、その成果としての政策を社会に提言するとともに、これらを実現できる高度職業人の養成機能を確立する。
健幸ライフスタイル開発研究センター	適正飲酒に資する商品及びサービス、スポーツ及び地域コミュニティの活性化に資する酒類の新たな活用方法等の開発研究を推進する。
ゼロCO ₂ エミッション機能性材料開発研究センター	水素の製造及び貯蔵、二酸化炭素の転換等のグリーンイノベーションに資する基盤技術の開発研究を推進する。

(開発研究センターの長)

第36条の5 開発研究センターに、その長を置き、学長が任命する。

2 開発研究センターの長は、教授、准教授又は特命教授をもって充てる。

3 開発研究センターの長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年

度の末日とする。

- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 開発研究センターの長は、再任されることができる。
- 6 開発研究センターの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 開発研究センターの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 開発研究センターの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(オープンイノベーション国際戦略機構)

第36条の5の2 第30条の事業費により措置するイノベーション創出型連携推進組織として、国際産学連携本部にオープンイノベーション国際戦略機構(以下「OI国際戦略機構」という。)を置く。

- 2 OI国際戦略機構は、戦略的かつ国際的な産学官等の連携をプロフェッショナル人材による集中的なマネジメント体制の下で企画及び推進することにより、社会的な価値の高いイノベーションの創出を図り、もって本学全体として社会変革を先導することを目的とする。

(オープンイノベーション国際戦略機構の長)

第36条の5の3 OI国際戦略機構に、その長を置き、学長が任命する。

- 2 OI国際戦略機構の長は、産学連携を担当する副学長をもって充てる。
- 3 OI国際戦略機構の長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。
- 4 OI国際戦略機構の長は、再任されることができる。
- 5 OI国際戦略機構の長は、当該組織の業務に従事する職員を監督する。
- 6 OI国際戦略機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 7 OI国際戦略機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(アスレチックデパートメント)

第36条の6 第30条の事業費により措置する競技スポーツ(以下「大学スポーツ」という。)を統括する組織として、国際産学連携本部にアスレチックデパートメント(以下「AD」という。)を置く。

- 2 ADは、学生アスリートの教育環境等の改善及び高度化並びに大学スポーツの振興に資する体制を形成することを目的とする。

(アスレチックディレクター)

第36条の7 ADにアスレチックディレクターを置き、ADを適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が選考し、任命する。

- 2 アスレチックディレクターの任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、アスレチックディレクターとなる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 アスレチックディレクターは、再任されることができる。

- 5 アスレチックディレクターは、当該組織の業務に従事する職員を監督する。
- 6 アスレチックディレクターは、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 7 アスレチックディレクターが部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第6章 職員等

(大学教員の所属する教育研究施設)

第37条 基本規則第77条第4項に規定する大学教員が所属する教育研究施設は、計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センターとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 基本規則附則第2条第1項の規定により設置される筑波大学医療技術短期大学部に係る業務は、第24条第10項の規定にかかわらず、人間総合科学等支援室の医学支援室が行うものとする。

第3条 基本規則附則第3条第1項の規定により設置される研究科に係る業務は、第24条第3項及び第5項から第10項までの規定にかかわらず、次に掲げる支援室が行うものとする。

(1) 人文社会科学等支援室

哲学・思想研究科 歴史・人類学研究科 文芸・言語研究科 社会科学研究科 国際政治経済学研究科

(2) 人間総合科学等支援室教育・心理・心障支援室

教育学研究科 心理学研究科 心身障害学研究科

(3) 人間総合科学等支援室体芸支援室

体育科学研究科 芸術学研究科

第4条 この法人規程施行の日現に設置されている特別プロジェクト研究組織の設置期間については、第31条第2項の規定にかかわらず、学長が別に定める法人規程で定める期間とする。

附 則 (平16.4.15法人規程10号)

この法人規程は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平16.4.22法人規程11号)

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17.3.24法人規程9号)

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 システム情報工学研究科の社会システム工学専攻(一貫制博士課程)、計量ファイナンス・マネジメント専攻(一貫制博士課程)、リスク工学専攻(一貫制博士課程)、コンピュータ

サイエンス専攻（一貫制博士課程）、知能機能システム専攻（一貫制博士課程）及び構造エネルギー工学専攻（一貫制博士課程）並びに生命環境科学研究科の構造生物学専攻（一貫制博士課程）、情報生物学専攻（一貫制博士課程）、国際地縁技術開発科学専攻（一貫制博士課程）、生物圏資源科学専攻（一貫制博士課程）及び生物機能科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第20条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 体育研究科の体育方法学専攻、コーチ学専攻、健康教育学専攻及びスポーツ健康科学専攻は、新施行規程第21条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成17年法人規則第4号）附則第2条の規定により存続する経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18. 2. 23法人規程2号）

この法人規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平18. 3. 23法人規程19号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第22号）附則第2条の規定により存続する医科学研究科に置く専攻については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18. 4. 27法人規程36号）

この法人規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則（平18. 5. 26法人規程37号）

この法人規程は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平18. 9. 28法人規程50号）

この法人規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 22法人規程27号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 生命環境科学研究科の地球環境科学専攻（一貫制博士課程）及び地球進化科学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の芸術学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新

施行規程」という。)第20条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第28号)附則第2条の規定により存続する環境科学研究科及び芸術研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第28号)附則第3条の規定により存続する第一学群、第二学群、第三学群及び医学専門学群に置く学類については、新施行規程第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平19.6.28法人規程39号)

この法人規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則(平19.8.31法人規程45号)

この法人規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平19.12.18法人規程50号)

この法人規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平20.3.27法人規程22号)

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 人文社会科学研究所の現代文化・公共政策専攻(一貫制博士課程)、社会科学専攻(一貫制博士課程)及び国際政治経済学専攻(一貫制博士課程)並びに人間総合科学研究科の教育学専攻(一貫制博士課程)、学校教育学専攻(一貫制博士課程)、心理学専攻(一貫制博士課程)、心身障害学専攻(一貫制博士課程)、ヒューマン・ケア科学専攻(一貫制博士課程)、感性認知脳科学専攻(一貫制博士課程)、スポーツ医学専攻(一貫制博士課程)、先端応用医学専攻(一貫制博士課程)、分子情報・生体統御医学専攻(一貫制博士課程)、病態制御医学専攻(一貫制博士課程)、機能制御医学専攻(一貫制博士課程)、社会環境医学専攻(一貫制博士課程)及び体育科学専攻(一貫制博士課程)は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程(以下「新施行規程」という。)第20条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 教育研究科の障害児教育専攻及びカウンセリング専攻は、新施行規程第21条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(平成20年法人規則第20号)附則第2条の規定により存続する地域研究研究科及び体育研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平20.6.12法人規程40号)

この法人規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平 20. 8. 7 法人規程 50 号）

この法人規程は、平成 20 年 8 月 7 日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 4. 23 法人規程 29 号）

この法人規程は、平成 21 年 4 月 23 日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 6. 26 法人規程 40 号）

この法人規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 2. 26 法人規程 2 号）

この法人規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 3. 25 法人規程 19 号）

この法人規程は、平成 22 年 3 月 25 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 3 月 10 日から適用する。

附 則（平 22. 3. 31 法人規程 24 号）

この法人規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 5. 27 法人規程 33 号）

この法人規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 22. 9. 22 法人規程 44 号）

この法人規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 1. 27 法人規程 1 号）

この法人規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 24 法人規程 19 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 生命環境科学研究科の構造生物科学専攻（博士後期課程）及び情報生物科学専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第 20 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平 23. 6. 23 法人規程 33 号）

この法人規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規程36号）

- 1 この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

第23条の3、第24条第2項第5号、第4項第4号、第5項第5号、第6項第5号、第7項第6号、第8項第4号、第9項第5号及び第10項第5号を削る。

附 則（平24.3.29法人規程4号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 数理物質科学研究科の物質創成先端科学専攻（区分制博士課程）及び生命環境科学研究科生命共存科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平24.9.27法人規程57号）

この法人規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程59号）

- 1 この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

第18条の3第5項第5号中「陸域環境研究センター、」を削除する。

第26条の表の陸域環境研究センター及びアイソトープ総合センターの項を削る。

第28条の表中「

生命環境科学研究科	農林技術センター 陸域環境研究センター 菅平高原実験センター
-----------	--------------------------------------

」を

「

生命環境科学研究科	農林技術センター 菅平高原実験センター
-----------	------------------------

」に改める。

附 則（平25.2.28法人規程11号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 28 法人規程43号）
この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25. 6. 27 法人規程55号）
この法人規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平25. 10. 31 法人規程59号）
この法人規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平26. 2. 27 法人規程5号）
（施行期日）
第1条 この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）

第2条 システム情報工学研究科の社会システム工学専攻（博士前期課程）、経営・政策科学専攻（博士前期課程）及び社会システム・マネジメント専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平26. 3. 27 法人規程28号）
この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 5. 29 法人規程57号）
この法人規程は、平成26年5月29日から施行する。

附 則（平27. 1. 29 法人規程1号）
この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 2. 26 法人規程3号）
この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規程20号）
（施行期日）
第1条 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）

第2条 人文社会科学研究科の経済学専攻（区分制博士課程）及び法学専攻（区分制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平27. 3. 30 法人規程36号）
この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 4. 23 法人規程38号）
この法人規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平27. 5. 28 法人規程46号）
この法人規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27. 6. 25 法人規程49号）
この法人規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27. 9. 24 法人規程59号）
この法人規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平27. 12. 24 法人規程65号）
この法人規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規程27号）
この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 12. 22 法人規程67号）
この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 23 法人規程10号）
この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29. 6. 22 法人規程44号）
この法人規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 10 法人規程47号）
この法人規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 27 法人規程48号）
この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平29. 8. 31 法人規程52号）
この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平29. 9. 28 法人規程53号）
この法人規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平30. 2. 16 法人規程12号）
この法人規程は、平成30年2月16日から施行する。

附 則（平30. 2. 22 法人規程14号）

この法人規程は、平成30年2月22日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の2の規定は、平成28年4月1日から、第20条の3の規定は、平成29年9月1日から適用する。

附 則（平30. 3. 22 法人規程33号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 4. 26 法人規程64号）

この法人規程は、平成30年4月26日から施行する。

附 則（平30. 9. 27 法人規程70号）

この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 24 法人規程2号）

この法人規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 28 法人規程18号）

この法人規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元. 9. 26 法人規程10号）

この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令元. 10. 31 法人規程15号）

この法人規程は、令和元年10月31日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（令元. 12. 26 法人規程18号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻及び学位プログラムに係る第1条、第18条の4、第18条の5、第20条、第21条及び第21条の2の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2. 1. 23 法人規程1号）

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 大学研究センターは、この法人規程による改正後の第25条の規定にかかわらず、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の対象とされた履修証明プログラムに係る業務を実施するため、令和5年3月31日までの間、存続するものとし、当該センターの長は、教育を担当する副学長をもって充てる。

附 則（令 2. 2. 27 法人規程 14 号）

この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 3. 26 法人規程 16 号）

この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 5 号の改正規定は、同年 3 月 26 日から施行する。

附 則（令 2. 5. 28 法人規程 40 号）

この法人規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 6. 18 法人規程 41 号）

この法人規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 7. 30 法人規程 46 号）

この法人規程は、令和 2 年 7 月 30 日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、令和元年 9 月 1 日から適用する。

附 則（令 2. 10. 22 法人規程 49 号）

この法人規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 1. 28 法人規程 1 号）

この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 2. 25 法人規程 4 号）

この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 18 法人規程 7 号）

この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 7. 29 法人規程 36 号）

この法人規程は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（令 4. 1. 27 法人規程 1 号）

この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 24 法人規程 3 号）

この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 7 号の改正規定は、同年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令 4. 9. 22 法人規程 53 号）

この法人規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令4. 12. 22 法人規程59号）
この法人規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令5. 1. 26 法人規程1号）
この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5. 2. 16 法人規程2号）
この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項及び第18条の2
第2項の改正規定は、同年3月1日から施行する。

附 則（令 . . . 法人規程 号）
この法人規程は、令和 年 月 日から施行する。

○筑波大学学群学則（案）

〔平成16年4月1日〕
法人規則第10号

改正 平成16年法人規則第24号
平成16年法人規則第27号
平成17年法人規則第2号
平成17年法人規則第36号
平成17年法人規則第47号
平成17年法人規則第51号
平成17年法人規則第65号
平成18年法人規則第4号
平成19年法人規則第27号
平成19年法人規則第43号
平成20年法人規則第24号
平成21年法人規則第1号
平成21年法人規則第5号
平成21年法人規則第29号
平成21年法人規則第32号
平成22年法人規則第24号
平成23年法人規則第38号
平成23年法人規則第47号
平成23年法人規則第61号
平成24年法人規則第29号
平成24年法人規則第56号
平成25年法人規則第36号
平成26年法人規則第24号
平成27年法人規則第24号
平成28年法人規則第34号
平成29年法人規則第14号
平成29年法人規則第21号
平成30年法人規則第6号
平成30年法人規則第52号
平成31年法人規則第11号
令和元年法人規則第7号
令和2年法人規則第6号
令和2年法人規則第7号
令和2年法人規則第33号
令和2年法人規則第39号
令和2年法人規則第47号
令和3年法人規則第2号
令和3年法人規則第18号
令和4年法人規則第5号
令和4年法人規則第6号
令和5年法人規則第5号

筑波大学学群学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 学群・学類等の目的、修業年限及び在学年限並びに教育研究活動等状況の公表（第1条の3—第4条の2）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
- 第4章 入学等（第8条—第22条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第23条—第38条）
- 第6章 卒業及び学位授与（第39条—第41条）
- 第7章 授業料（第42条—第46条）
- 第8章 休学、転学、留学及び退学（第47条—第54条）
- 第9章 収容定員及び入学定員（第55条）
- 第10章 修学及び学生生活の支援等（第56条—第58条の2）
- 第11章 賞罰（第59条—第64条）
- 第12章 学生居住施設（第65条—第68条）
- 第13章 科目等履修生等（第69条—第72条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の学群及び総合学域群の修業年限、教育課程、収容定員その他学生の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この法人規則において「学群」とは、学士課程において教育課程を実施するために設置する学群、学類、グローバル教育院及びグローバル教育院に置く学位プログラム（学士課程の学位プログラムに限る。以下「学位プログラム」という。）をいう。ただし、第1条の3、第2条の2第1項、第19条第4項、第20条、第21条第1項、第30条第2号及び第55条にあっては、学士課程において教育課程を実施するために設置する学群をいう。

第2章 学群・学類等の目的、修業年限及び在学年限並びに教育研究活動等状況の公表

（学群・学類・学位プログラム・総合学域群の目的）

第1条の3 学群又は学類ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第4項において「人材養成目的」という。）は、学群長が部局細則で定める。

- 2 学位プログラムの人材養成目的は、法人細則で定める。
- 3 総合学域群の教育上の目的は、総合学域群長が部局細則で定める。
- 4 学群長が第1項の人材養成目的を定め、又は改廃する場合は、教育を担当する副学長の承認を得なければならない。
- 5 学群長が第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議の議を経なければならない。

- 6 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合は、グローバル教育院会議の議を経なければならない。
- 7 総合学域群長が第3項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、総合学域群運営委員会の議を経なければならない。
- 8 学群長又は総合学域群長は、第1項又は第3項の部局細則を定め、又は改廃した場合には、学長に報告しなければならない。
- 9 第25条以下において、部局細則及び法人細則を定める場合は、前4項の規定を準用する。

(修業年限)

第2条 学群の修業年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学群に置かれる学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に定める医学を履修する課程（以下「医学類」という。）にあつては、6年とする。
- 3 前2項の修業年限には、総合学域群において修学した期間の全部又は一部を含むものとする。

(長期履修学生の修業年限)

第2条の2 学群において、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、法人細則で定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、当該課程の在学年限を超えることができない。

(修業年限の通算)

第3条 前2条の規定にかかわらず、第19条に規定する場合を除き、第24条の2に規定する特別の課程の履修により筑波大学において一定の単位を修得した者及び第69条に規定する科目等履修生として筑波大学において一定の単位を修得した者が筑波大学に入学する場合において、当該単位の修得により筑波大学の学群における教育課程の一部を履修したと認められるときは、学類教育会議、専門学群教育会議又は学位プログラム教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、学群長又はグローバル教育院の教育院長（以下「グローバル教育院長」という。）（以下「学群長等」という。）が修得した単位数その他の事項を勘案して定める期間を前2条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、同条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学年限)

第4条 学群の在学年限は、6年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学類の在学年限は、9年とする。
- 3 総合学域群の在学年限は、2年とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、総合学域群から移行した学生の移行後の在学年限は、第1項又は第2項の年数から、総合学域群の在学期間を差し引いた期間とする。

(教育研究活動等状況の公表)

第4条の2 筑波大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 次条に規定する春学期及び秋学期の入学者に係る学年は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 春学期の入学者 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (2) 秋学期の入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学年を定めることができる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分けるものとし、それぞれの期間は、次のとおりとする。

- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学期の期間を定めることができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 開学記念日 10月1日
- (5) 春季休業 2月1日から4月4日まで
- (6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (7) 冬季休業 12月27日から翌年1月6日まで

2 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の休業日は、法人細則で定める。

第4章 入学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、法人細則で定めるところにより、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第9条 筑波大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した

者

- (7) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 筑波大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学者選抜に関する基本方針等）

第10条 学長は、教育研究評議会の議を経て、入学者選抜に関する基本方針を定める。

2 学長は、毎年度、前項で定めた基本方針に基づき、入学者選抜の実施方法の概要を告示する。

（入学の出願）

第11条 筑波大学への入学を志願する者（次項において「入学志願者」という。）は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。

2 入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、学長が特に定める場合は、この限りでない。

（入学者選抜）

第12条 前条の出願をした者について、法人細則で定めるところにより、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の種類は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜及びグローバル選抜とする。

3 入学者選抜の方法は、書類審査、学力試験、小論文、面接又は実技試験によるものとする。

（法人細則への委任）

第13条 第8条から前条まで及び次条第1項に規定するもののほか、入学者選抜等に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（特別な組織）

第14条 第10条各項に規定する入学者選抜に関する基本方針及び入学者選抜の実施方法の概要に基づき入学者選抜を円滑に行い、第23条第3項に規定する学群の教育課程の編成方針に基づき適切な教育課程を編成し、並びに第56条第2項に規定する学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針に基づき必要な措置及び指導助言を効果的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置くものとする。

2 前項の特別な組織の組織及び運営については、法人規程で定める。

（入学手続及び入学許可）

第15条 入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって筑波大学への入学を希望するものは、所定の期日までに法人細則で定める書類を提出するとともに、別表第1に定める額の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の納付について学長が特に定める場合は、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第17条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

3 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する要件に該当する場合
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項に該当しない者（第44条において「施行規則第9条第3項非該当者」という。）であって、入学前1年以内において、当該者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は当該者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(入学料の徴収猶予)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第18条 前2条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(国費外国人留学生等の入学の特例)

第18条の2 第11条から第13条まで及び第15条から前条までの規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び日韓共同理工系学部留学生事業実施要項（平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定）に基づく日韓共同理工系学部留学生（以下「国費外国人留学生等」という。）の入学については、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者が編入学（医学群に置かれる学類への編入学を除く。）を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学（短期大学を除く。以下この号及び第3項において同じ。）を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得し退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 外国の大学又は短期大学を卒業した者
 - (4) 学校教育法第58条の2又は第132条の規定に該当する者
 - (5) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者
- 2 医学群に置かれる学類への編入学については、法人規程で定める。
- 3 他の大学（外国の大学を含む。）に現に2年以上在学し、62単位以上修得している者が転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 4 筑波大学を卒業した者又は退学した者のうち筑波大学に1年以上在学したものが再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。ただし、退学した者に

あつては、退学してから2年を経過していない場合であつて、退学時に所属していた学群、学類又は総合学域群（ただし、退学時に移行する学群又は学類が決定していた者にあつては当該学群又は学類とする。）に再入学を志望するときその他法人規則等で定める要件に該当するときに限る。

- 5 前各項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続及び入学許可については、第15条の規定を準用する。
- 6 第1項から第4項までに規定する編入学、転入学及び再入学に係る第16条に規定する入学料の免除及び第17条に規定する入学料の徴収猶予については、第15条第1項の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であつて筑波大学への入学を希望するものの例による。

（学群又は学類間の移籍）

第20条 学生が現に所属する学群又は学類以外の学群又は学類に移籍を志願した場合は、選考の上、現に所属する学群又は学類及び移籍を志願する学群又は学類の学群長の許可を得て、当該学群又は学類の相当年次に移籍することができる。

（学類又は芸術専門学群への移行）

第21条 総合学域群の学生であつて、移行する学群（体育専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。）が決定したものは、当該学群の学群長の許可を得て、学類又は芸術専門学群に移行するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、総合学域群の学生の学類又は芸術専門学群への移行に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い）

第22条 第19条の規定により入学を許可された学生及び第20条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、教育会議の議を経て、学群長が決定する。

第5章 教育課程、履修方法等

（教育課程の編成方針）

第23条 教育課程は、筑波大学及び学群、学類、グローバル教育院又は学位プログラム（以下「学群等」という。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成しなければならない。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学群等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
- 3 学長は、教育研究評議会の議を経て、学群の教育課程の編成方針を定めるものとする。

（教育課程の編成方法等）

第24条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目の区分は、専門科目、専門基礎科目並びに共通科目及び関連科目からなる基礎科目とし、学群等が当該年度ごとに開設する授業科目の名称、単位数及び履修方法等については、別に定める。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。
- 4 授業は、教育会議の議を経て、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以

外の場所で実施することができる。

- 5 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 6 授業の一部を、筑波大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(特別の課程の編成)

- 第24条の2 学長は、必要があると認めるときは、学校教育法第105条の規定に基づく筑波大学の学生以外の者を対象とした特別の課程(次項において「特別の課程」という。)を編成するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に法人規則で定める。

(主専攻分野)

- 第25条 学群長及びグローバル教育院長は、学生が重点的に履修すべき授業科目の範囲を定めた主専攻分野を置く。
- 2 前項の主専攻分野は、部局細則(学位プログラムにあっては法人細則。以下同じ。)で定めるものとする。

(主専攻及び副専攻)

- 第25条の2 学生は、前条第1項の主専攻分野のうちから、入学した年次の終了時以降に主専攻を選択するものとする。ただし、入学した年次において主専攻が決定している者にあつてはこの限りでない。
- 2 主専攻の決定は、部局細則で定めるところにより、学群長及びグローバル教育院長が行う。
 - 3 学群長及びグローバル教育院長は、教育上有益と認めるときは、部局細則で定めるところにより、学群等の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

(教育職員の免許等に関する授業科目等)

- 第26条 筑波大学は、第24条の授業科目に加えて、次に掲げる授業科目を開設するものとする。
- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目
 - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に定める社会教育主事の資格の取得に必要な授業科目
 - (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)に定める司書の資格の取得に必要な授業科目
 - (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)に定める学芸員の資格の取得に必要な授業科目
 - (5) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)に定める司書教諭の資格の取得に必要な授業科目
- 2 前項の授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第27条 削除

(部局細則への委任)

- 第28条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成及びその履修に必要な事項は、部局細則で定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第28条の2 学群は、それぞれの教育課程における授業の内容及び方法の改善を図るための組

織的な研修及び研究を実施しなければならない。

- 2 総合学域群は、修学支援及び学生生活支援の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。
- 3 学群及び総合学域群は、前2項の実施結果について、毎年度、教育を担当する副学長に報告しなければならない。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第28条の3 筑波大学は、筑波大学及び学群等又は総合学域群の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施、厚生補導等を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条の4 学群長及びグローバル教育院長は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学群長及びグローバル教育院長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位の授与に関する基本方針)

第29条 学長は、教育研究評議会の議を経て、授業科目の単位の授与等に関する基本方針を定めるものとする。

(単位の計算方法)

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表第2に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別表第2に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学群が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 学群長及びグローバル教育院長は、一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位の取扱い)

第31条 前条の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学群長及びグローバル教育院長がこれらに必要な学修等を考慮して、部局細則で適当な数の単位を定めることができる。

(履修に関する基本方針等)

第32条 学長は、教育研究評議会の議を経て、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するための履修に関する基本方針を定める。

- 2 学長は、毎年度、前項の基本方針に基づく履修に関する統一的な取扱いを告示する。

(履修科目の登録の上限)

- 第33条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を部局細則で定めるものとする。
- 2 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、部局細則で定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与)

- 第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第31条に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績の評価)

- 第35条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。
- (1) A+、A、B、C又はD
- (2) P又はF
- 2 前項の評語のうち、A+、A、B及びC並びにPを合格とし、D及びFを不合格とする。
- 3 第1項第2号に定める評語を用いて評価する授業科目については、部局細則で定めるものとする。
- 4 第1項に定める評語の評価基準は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

- 第36条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、他大学等の授業科目の履修を許可した学生が当該他大学等において修得した単位を、法人細則で定めるところにより、筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他法人細則で定める学修を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 4 学群長及びグローバル教育院長は、前3項の規定により修得したものとみなし、又は授与した単位について、教育会議の議を経て、合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(休学期間中の外国の大学等の修得単位の取扱い)

- 第36条の2 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学等において修得した単位について、筑波大学において修得したものとみなし、認定することができる。
- 2 前項の規定により筑波大学において修得したものとみなすことのできる単位は、前条第4項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

- 第37条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生

が入学前に筑波大学又は他大学等において修得した単位その他法人細則で定める単位を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、入学後の筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第36条第3項に規定する学修を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、入学後の筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位については、第19条に規定する編入学等の場合を除き、筑波大学において修得した単位以外のものについて、第36条第1項から第3項まで及び前条第2項並びに第51条第5項の規定により筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修関係資料の提供)

第38条 筑波大学は、学生が自己の学修目的に沿って体系的に授業科目を履修し、十分な学修成果をあげて円滑に卒業することに資するため、教育課程、履修方法、卒業要件等を一覧的に記した資料を作成して、これを学生に提供するものとする。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業)

第39条 学長は、筑波大学に4年以上（医学類にあつては6年以上）在学し、所属する学群等における部局細則又は法人細則に規定する卒業の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定する。

- 2 前項の部局細則で定める卒業の要件として必要な単位数は、124単位以上（医学類にあつては196単位以上）でなければならない。
- 3 第1項の規定により、部局細則を定めるに当たっては、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条第4項に定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第40条 前条第1項の規定にかかわらず、学長は、筑波大学に3年以上在学した学生（医学類に在学する者を除き、学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）が、卒業の要件として同条第2項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合であつて、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定することができる。

(学位授与)

第41条 筑波大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第7章 授業料

(授業料の納付)

- 第42条 学生は、毎年度、別表第1に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、学生が国費外国人留学生等である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。
- 2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては5月、第2期に係るものにあつては11月とする。ただし、学生が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の学生に係る授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては9月、第2期に係るものにあつては2月とする。
- 5 納付された授業料は、返付しない。ただし、第44条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した学生の授業料の返付については、次のとおりとする。
- (1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。
- (2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

(休学者の授業料)

第43条 休学を許可され、又は命ぜられた学生については、法人規程で定めるところにより、休学した日の属する月又はその翌月から復学した日の属する月又はその前月までの授業料を免除することができる。

(授業料の免除)

- 第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項に規定する要件に該当する場合
- (2) 施行規則第9条第3項非該当者であつて、経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) 施行規則第9条第3項非該当者であつて、授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(授業料の徴収猶予)

- 第45条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。
- (1) 経済的理由によつて納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第46条 前3条に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第8章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第47条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、学群長等又は総合学域群長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学群長等又は総合学域群長が休学を命ずる。

(休学期間)

第48条 前条により許可又は命ずることができる休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、学群長等又は総合学域群長は、さらに1年を超えない範囲内で、休学期間の延長を許可又は命ずることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第49条 休学期間中にその理由が消滅した学生は、学群長等又は総合学域群長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第50条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第51条 学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が当該外国の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

2 前項の許可により留学できる期間(以下「留学期間」という。)は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学群長等又は総合学域群長は、さらに1年を超えない範囲内で、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 留学期間は、第39条第1項に定める在学期間に含めることができる。

5 外国の大学等へ留学し修得した単位の取扱いについては、第36条第4項の規定を準用する。

(退学)

第52条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(法人細則への委任)

第53条 第47条から前条までに規定するもののほか、休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(除籍)

第54条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 年間15単位以上（医学類にあつてはこれに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別の理由により、あらかじめ学群長等又は総合学域群長の許可を受けた者を除く。）
- (4) 第48条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの

2 前項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 収容定員及び入学定員

(収容定員及び入学定員)

第55条 学群又は学類ごとの収容定員及び入学定員は、別表第4のとおりとする。

第10章 修学及び学生生活の支援等

(修学及び学生生活の支援並びにクラス)

第56条 法人は、学生の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な措置を講じるとともに、必要な指導助言を行うことに努めなければならない。

- 2 学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針を定める。
- 3 学長は、前項で定めた基本方針に基づき、学生の円滑な修学のための支援及び円滑な学生生活のための支援について、統一的な取扱いを告示するものとする。
- 4 学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言を行うため、クラスを設けるものとする。
- 5 前項のクラスに関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の活動)

第57条 学生団体の設立、集会、掲示その他の学生の活動に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の行為の制限)

第58条 学生は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学期末試験その他の試験の適正な実施を妨げること。
- (2) 法人の施設、設備及び環境を損なうこと。
- (3) この法人規則その他の法人の規則の規定に反すること。
- (4) 秩序を乱し、その他学生の本分に反すること。

(学生証)

第58条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき、他の学群等へ移籍したとき又は学類若しくは芸術専門学群へ移行したときは、学生証を交付するものとする。

る。

2 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第11章 賞罰

(学生表彰)

第59条 学長は、学生表彰を行うことができる。

2 学長が学生表彰を行う場合には、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、その選考を行う。

3 学生表彰に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(懲戒)

第60条 学長は、この法人規則その他の法人の規則に違反した学生又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。

3 学長が懲戒を行う場合には、第1項に定める事由に該当するか否かについて、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、事実の調査及び確認を行うことを常例とする。

4 学長が懲戒を行った場合は、学籍簿にその旨を記載する。

(懲戒退学)

第61条 懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 学長は、懲戒退学を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(停学)

第62条 停学の期間は、1年6月を超えない範囲で定めるものとする。

2 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

3 学長は、停学を命じる場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(訓告)

第63条 学長は、訓告を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(法人規程への委任)

第64条 第60条から前条までに規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第12章 学生居住施設

(学生居住施設)

第65条 法人は、学生の円滑な修学を支援するために、学生居住施設を設置する。

2 学生居住施設の管理及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(寄宿料の納付)

第66条 学生居住施設に居住する学生は、別表第1に定める額の寄宿料を納付しなければならない。

2 納付された寄宿料は、返付しない。ただし、次条の規定により寄宿料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(寄宿料の免除)

第67条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。

- (1) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第68条 前2条に規定するもののほか、寄宿料の納付及び免除に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第69条 学長は、筑波大学において一又は複数の授業科目を履修することを志願した者を、選考の上、科目等履修生とすることができる。

- 2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、所定の単位を授与する。
- 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(研究生)

第70条 学長は、筑波大学において特定の専門事項について研究することを志願した者を、選考の上、研究生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別聴講学生)

第71条 学長は、他大学等又は外国の大学等との協議に基づき、それらの学生であって、筑波大学において授業科目を履修することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別聴講学生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(日本語研修生)

第71条の2 学長は、外国人留学生等日本語研修コースの日本語予備教育コースを受講する者を、日本語研修生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、日本語研修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、部局細則で定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第72条 第69条第1項又は第70条第1項の規定により、科目等履修生又は研究生となることを志願する者は、出願のときに法人規程で定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

- 2 第69条第1項又は第70条第1項の選考に合格した者が科目等履修生又は研究生となることを希望するときは、入学手続のときに、法人規程で定める額の入学料及び授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 3 第71条第1項の規定により、特別聴講学生となることを志願する者は、入学手続のときに、法人規程で定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 4 前3項に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、法人規程で定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法附則第17条の規定により国立大学法人の成立の際、図書館情報大学に在学する学生は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を、筑波大学において行うものとし、筑波大学は、そのため必要な教育を行うものとする。
- 3 図書館情報大学を卒業するため必要であった教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、法人細則で定める。
- 4 第19条第4項に規定する筑波大学には、図書館情報大学を含むものとする。

附 則（平16.4.15法人規則24号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則（平16.4.22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17.2.24法人規則2号）

この法人規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平17.3.24法人規則36号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.7.21法人規則47号）

この法人規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則（平17.9.29法人規則51号）

- 1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則第58条の2第1項の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則（平17.12.22法人規則65号）

この法人規則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平18.2.23法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成18年2月23日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の際現に存するクラスについては、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則の規定により設けられたものとみなす。

附 則（平 1 9 . 3 . 2 2 法人規則 2 7 号）

- 1 この法人規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 9 年度、平成 2 0 年度、平成 2 1 年度、平成 2 2 年度及び平成 2 3 年度の第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則（以下「新学則」という。）別表第 4 の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 第一学群

年 度	収容定員	入学定員
平成 1 9 年度	1, 2 2 0 人	※ 1 0 人
平成 2 0 年度	8 2 0	※ 1 0
平成 2 1 年度	4 1 0	0

(2) 第二学群

年 度	収容定員	入学定員
平成 1 9 年度	1, 3 4 0 人	※ 1 0 人
平成 2 0 年度	9 0 0	※ 1 0
平成 2 1 年度	4 5 0	0

(3) 第三学群

年 度	収容定員	入学定員
平成 1 9 年度	1, 6 1 0 人	※ 1 0 人
平成 2 0 年度	1, 0 8 0	※ 1 0
平成 2 1 年度	5 4 0	0

(4) 医学専門学群

年 度	収容定員	入学定員
平成 1 9 年度	8 4 7 人	※ 1 3 人 ○ 5 人
平成 2 0 年度	6 4 0	※ 1 3
平成 2 1 年度	4 2 0	0
平成 2 2 年度	2 0 0	0
平成 2 3 年度	1 0 0	0

(5) 図書館情報専門学群

年 度	収容定員	入学定員
平成 1 9 年度	5 1 0 人	※ 3 0 人
平成 2 0 年度	3 6 0	※ 3 0
平成 2 1 年度	1 8 0	0

備考 1 ※印を冠するものは、第 3 年次編入学定員である。

2 ○印を冠するものは、第 2 年次編入学定員である。

- 3 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群を卒業した者に授与する学位については、新学則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 医学専門学群に置かれる学類（医学類を除く。）が存続する間、当該学類の専門科目、専門基礎科目及び関連科目については、新学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 1 9 . 6 . 2 8 法人規則 4 3 号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平20.3.27法人規則24号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.1.15法人規則1号）

この法人規則は、平成21年1月15日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21.2.26法人規則5号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第62条の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平21.3.19法人規則29号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成21年度	303人	103人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平21.4.1法人規則32号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.25法人規則24号）

- 1 この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成22年度	413人	105人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平23.3.24法人規則38号）

- 1 この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成23年度	526人	108人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平23. 7. 28法人規則47号）

この法人規則は、平成23年7月28日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29法人規則61号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29法人規則29号）

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成24年度	641人	110人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平24. 7. 26法人規則56号）

この法人規則は、平成24年7月26日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平25. 3. 28法人規則36号）

- 1 この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成25年度	658人	112人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平26. 3. 27法人規則24号）

- 1 この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成26年度	684人	121人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平27. 3. 26法人規則24号）

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成27年度	708人	127人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平 28. 3. 24 法人規則 34 号）

- 1 この法人規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度及び平成 29 年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成 28 年度	738 人	135 人 ○ 5 人
平成 29 年度	765 人	135 人 ○ 5 人

備考 ○印を冠するものは、第 2 年次編入学定員である。

附 則（平 29. 3. 23 法人規則 14 号）

- 1 この法人規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度の入居に当たり、平成 29 年 4 月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)					世帯用寄宿料(月額)			
一般		追越 25~27 号棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟		
未改修 棟	改修棟					夫婦室	家族室	
	春日地区 以外	春日地区						
6,700 円	8,000 円	24,200 円	10,400 円	21,000 円	23,000 円	18,400 円	26,900 円	

附 則（平 29. 6. 22 法人規則 21 号）

- 1 この法人規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度の入居に当たり、平成 29 年 4 月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)					世帯用寄宿料(月額)			
一般		追越 25~27 号棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟		
未改修 棟	改修棟					夫婦室	家族室	
	春日地区 以外	春日地区						
13,530 円	14,830 円	15,035 円	30,680 円	14,051 円	27,696 円	27,525 円	23,877 円	32,377 円

附 則（平 30. 2. 22 法人規則 6 号）

- この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年度及び平成31年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成30年度	790人	135人 ○ 5人
平成31年度	813人	135人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平30.12.20法人規則52号）

この法人規則は、平成30年12月20日から施行し、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平31.2.28法人規則11号）

- この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則（以下「新規則」という。）第2条の2、第3条及び別表第1の規定は、平成32年4月1日から施行する。
- この法人規則の施行の日前に筑波大学に入学している者に係る別表第2の規定の適用については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令元.7.25法人規則7号）

この法人規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令2.2.27法人規則6号）

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.2.27法人規則7号）

- この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年度及び令和3年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和2年度	826人	134人 ○ 5人
令和3年度	833人	134人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（令2.3.26法人規則33号）

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.6.18法人規則39号）

この法人規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令2.10.22法人規則47号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令 3. 2. 25 法人規則 2 号）
この法人規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 6. 24 法人規則 18 号）
この法人規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 2. 24 法人規則 5 号）
この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（令 4. 2. 24 法人規則 6 号）
- この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - 令和 4 年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和 4 年度	832 人	134 人 ○ 5 人

備考 ○印を冠するものは、第 2 年次編入学定員である。

- 附 則（令 5. 2. 16 法人規則 5 号）
- この法人規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 - 令和 5 年度から令和 10 年度までの医学群医学類の収容定員等は、別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和 5 年度	831 人	134 人 ○ 5 人
令和 6 年度	794 人	98 人 ○ 5 人
令和 7 年度	757 人	98 人 ○ 5 人
令和 8 年度	721 人	98 人 ○ 5 人
令和 9 年度	685 人	98 人 ○ 5 人
令和 10 年度	649 人	98 人 ○ 5 人

備考 ○印を冠するものは、第 2 年次編入学定員である。

- 附 則（令 . . . 法人規則 号）
- この法人規則は、令和 年 月 日から施行する。
 - 令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの学際サイエンス・デザイン専門学群の収容定員は、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

期間	収容定員
令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで	40 人

令和6年9月1日から令和7年8月31日まで	80人
令和7年9月1日から令和8年8月31日まで	120人

別表第1（第11条、第15条、第42条、第66条関係）

（検定料、入学料、授業料）

ア 学群（学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。）及び総合学域群に係るもの

検定料	入学料	授業料（年額）
17,000円	282,000円	535,800円

備考

- 1 入学者選抜において、二段階選抜（出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行うものをいう。次項において同じ。）を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜にあつては4,000円とし、第二段階目の選抜にあつては13,000円とする。
- 2 上表の規定にかかわらず、転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、30,000円とする。ただし、二段階選抜を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜にあつては7,000円とし、第二段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 3 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

イ 学際サイエンス・デザイン専門学群に係るもの

検定料	入学料	授業料（年額）
100リンギット	徴収しない	マレーシア人学生 35,000リンギット マレーシア人学生以外 38,000リンギット

備考

- 1 転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、上表に規定する検定料の額とする。
- 2 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該長期履修期間に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（寄宿料）

単身用寄宿料（月額）							
未改修棟	一般		追越 25～27 号棟	追越 27号棟 （新）	追越 28号棟	一の矢 10～16号棟	春日 3号棟
	改修棟						
	春日地区 以外	春日 地区					
15,380円	19,410円	19,615円	31,170円	25,955円	27,900円	23,670円	23,711円

世帯用寄宿料（月額）			
一の矢 17～19号棟	一の矢 36・37号棟	春日3号棟	
		夫婦室	家族室
33,826円	29,785円	29,177円	33,417円

短期留学・ショートステイ用寄宿料（月額）			
一の矢 6・8号棟	一の矢 31～33号棟	一の矢 34・35号棟	一の矢 38号棟
23,800円	44,000円	36,100円	30,600円

グローバルヴィレッジ寄宿料（月額）
35,800 円

備考

- 1 上表において単身用宿舎（一般）の「改修棟」とは、春日地区以外にあつては追越 18～21 号棟、平砂 1・3～7 号棟及び一の矢 1～5・7・22～24 号棟を、春日地区にあつては春日 1・2 号棟をいう。
- 2 上表において単身用宿舎の「追越 27 号棟（新）」とは、追越 27 号棟の居室のうち 109～115 号室、209～215 号室、309～315 号室及び 409～415 号室をいう。
- 3 月の途中で入居又は退去した場合におけるその月分の寄宿料は、原則として、暦日数による日割りにより計算した額とする。なお、日割りにより計算した金額に、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てして算出した金額とする。

別表第2 (第30条関係)

授業科目の区分	内 容	1 単位当たりの授業時間
1 専門科目	当該専門分野のうちで、重点的に履修を深める分野に係る科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実験、実習及び実技 30 時間
2 専門基礎科目	専門科目の履修のための基礎となる当該専門分野に係る科目	
3 基礎科目		
(1) 共通科目		
総合科目	学修環境に適応し、自律的にキャリア形成を始めることを支援する科目。さらに、学問のあり方や自身との関わりについて、幅広く多様な視点から考えることにより、専門分野へ進むための確かな知的基盤を整える科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実習 30 時間
体育	生涯スポーツの導入を図るとともに、スポーツ技能の習得、健康管理及び体力増進を目的とする科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実技 30 時間
外国語	英語 「一般学術目的の英語 (English for General Academic Purposes, EGAP)」の運用能力向上を図りながら、世界共通語としての英語 (English as a Lingua Franca, ELF) を実践的に学ぶためのカリキュラムとなっている。これにより、国内外の学術研究及び実践的な場面での英語運用能力を養う科目 初修外国語 学群の専門教育とも連携しながら、卒業時までには世界の様々な地域の文化的・社会的多様性に対する理解を育み、複眼的視点からの思考力を身に付けることを目指して、それにふさわしい基礎としての教養と言語技能を養う科目 日本語 外国人留学生及び帰国生徒等を対象とし、大学の講義・演習に必要な力を実践的に学ぶために、読解、聴解、作文、演習別に言語技能を養う科目	演習 22.5 時間
情報	情報科学に関する基礎的な能力の養成を目的とする科目	講義 15 時間 演習 15 時間
国語	母語 (日本語) への認識を深め、正確に表現する能力の養成を目的とする科目	講義 15 時間
芸術	芸術を鑑賞する力を培い、自ら制作することを学ぶ科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実技 30 時間
(2) 関連科目		講義 15 時間 演習 15 時間 実験、実習及び実技 30 時間

備考

1 上表の規定にかかわらず、医学群看護学類及び医学群医療科学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る演習並びに実験、実習及び実技の1単位当たりの授業時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医学群看護学類及び医学群医療科学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る演習 30 時間

- (2) 医学群看護学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る実験、実習及び実技 45 時間
- 2 上表の規定にかかわらず、専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る実験、実習及び実技の1単位当たりの授業時間は、教育上特に必要と認められる場合には、45 時間とすることができる。

別表第3 (第41条関係)

学群等	学士の学位及び専攻分野の名称
人文・文化学群	学士(人文学)、学士(比較文化)、学士(文学)又は学士(日本語教育)
社会・国際学群	学士(社会学)、学士(法学)、学士(政治学)、学士(経済学)、学士(国際関係学)、学士(国際開発学)又は学士(国際社会科学)
人間学群	学士(教育学)、学士(心理学)、学士(障害科学)、学士(特別支援教育学)又は学士(社会福祉学)
生命環境学群	学士(理学)、学士(生物資源学)又は学士(農学)
理工学群	学士(理学)、学士(工学)又は学士(社会工学)
情報学群	学士(情報科学)、学士(情報工学)、学士(情報メディア科学)又は学士(図書館情報学)
医学群	学士(医学)、学士(看護学)、学士(ヘルスケア)、学士(医療科学)又は学士(国際医療科学)
体育専門学群	学士(体育学)
芸術専門学群	学士(芸術学)
学際サイエンス・デザイン専門学群	学士(学術)
グローバル教育院	学士(学術)

別表第4 (第55条関係)

学群	学類	収容定員 (人)	入学定員 (人)
人文・文化学群	人文学類	480	120
	比較文化学類	320	80
	日本語・日本文化学類	160	40
社会・国際学群	社会学類	340	80 ※ 10
	国際総合学類	320	80
人間学群	教育学類	140	* 35
	心理学類	200	50
	障害科学類	140	35
生命環境学群	生物学類	320	80
	生物資源学類	500	120 ※ 10
	地球学類	200	50
理工学群	数学類	160	40
	物理学類	240	60
	化学類	200	50
	応用理工学類	500	120 ※ 10
	工学システム学類	520	130
	社会工学類	480	120
情報学群	情報科学類	340	80 ※ 10
	情報メディア創成学類	220	50 ※ 10
	知識情報・図書館学類	420	100 ※ 10
医学群	医学類	613	98 ○ 5
	看護学類	300	70 ※ 10
	医療科学類	154	37 ※ 3
体育専門学群		960	240
芸術専門学群		400	100
学際サイエンス・デザイン専門学群		160	40
合 計		8,787	2,105 ※ 73 ○ 5

備考

- ※印を冠するものは、第3年次編入学定員である。
- 印を冠するものは、第2年次編入学定員である。
- *印を冠するものは、初等教育学コース(15人)を含む。
- 学位プログラム及び総合学域群は、収容定員・入学定員を持たない。

○筑波大学学位規程（案）

〔平成16年11月25日〕
〔法人規程第48号〕

改正 平成17年法人規程第36号
平成17年法人規程第67号
平成18年法人規程第20号
平成20年法人規程第1号
平成20年法人規程第38号
平成23年法人規程第52号
平成24年法人規程第42号
平成25年法人規程第53号
平成26年法人規程第54号
平成27年法人規程第33号
平成28年法人規程第51号
平成29年法人規程第46号
平成31年法人規程第17号
令和元年法人規程第39号
令和2年法人規程第47号
令和 年法人規程第 号

筑波大学学位規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学位論文審査委員会（第3条）
- 第3章 修士及び博士の学位の授与手続き（第4条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第41条第3項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第47条の規定に基づき、筑波大学が授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位授与の要件等）

第2条 学群学則第41条第1項の規定による学士の学位の授与は、学長が、学群を卒業した者に対し行うものとする。

2 大学院学則第45条第1項の規定による修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与は、学長が、修士の学位にあっては修士課程又は博士前期課程を修了した者に、博士の学位にあっては

ては一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程を修了した者に、専門職学位にあっては専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

- 3 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与は、学長が、同項に規定する要件を満たした者に対し行うものとする。
- 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定による博士の学位の授与は、学長が、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下単に「学力の確認」という。)がなされた者に対し行うものとする。この場合において、当該学位には、大学院学則別表第2の専攻分野の名称を付記する。

第2章 学位論文審査委員会

(学位論文審査委員会)

- 第3条 学術院運営委員会に、修士論文若しくは博士論文(以下「学位論文」という。)又は特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究」という。)の審査及び最終試験又は学力の確認(以下「論文審査等」という。)を行うため、学位論文審査委員会(以下「学術院審査委員会」という。)を置く。
- 2 グローバル教育院に置く学位プログラム(以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。)にあっては、教育研究評議会がグローバル教育院の下に、学位論文又は特定課題研究の論文審査等を行うため、全学学位論文審査委員会(以下「全学審査委員会」という。)を置く。
- 3 学術院審査委員会及び全学審査委員会(以下「審査委員会」という。)の任務、組織、名称その他必要な事項は、法人細則で定める。

第3章 修士及び博士の学位の授与手続き

(学位論文等の審査の願出)

- 第4条 修士課程又は博士前期課程の修了による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長に審査を願出するものとする。
- 2 前項の規定は、特定課題研究による場合に準用する。

第5条 一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程の修了による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長(グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院長)(以下「学術院長等」という。)に審査を願出するものとする。

第6条 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長等に審査を願出するものとする。

(第2条第4項の規定による博士の学位の授与の申請)

第7条 第2条第4項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第2号の学位申請書に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録、履歴書並びに法人規程で定める学位論文審査手数料を添え、学長に申請するものとする。ただし、筑波大学大学院の一貫制博

士課程、博士後期課程又は3年制博士課程に修業年限以上在学し、当該課程の修了の要件として必要な授業科目の単位を修得して退学した者が、再入学せずに退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

- 2 学長は、前項の申請を受理したときは、当該学位論文の内容に応じて、該当する大学院の学術院長に回付するものとする。

(学位論文)

第8条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第9条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(論文審査等の手続き)

第10条 学術院長等は、第4条から第6条までに規定する学位論文等の審査の願出を受理したとき又は第7条第2項の規定により学長から回付されたときは、論文審査等を該当する審査委員会に付託する。

- 2 審査委員会は、論文審査等の合格又は不合格を決定し、文書により当該学術院長等に報告する。
- 3 前項の決定は、学位論文等の審査の願出を受理した日又は学長から回付された日から1年以内に行うものとする。
- 4 論文審査等に関し疑義が生じたときは、学術院運営委員会（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議）が措置を決定する。

(最終試験及び学力の確認の方法等)

第11条 最終試験は、学位論文（特定課題研究を含む。第3項及び次条第1項において同じ。）及びその関連分野について、口述又は筆記により行うものとする。

- 2 学力の確認は、学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 最終試験及び学力の確認は、審査委員会が学位論文を不合格と判定したときは、これを省略することができる。

(学長への報告)

第12条 学術院長等は、課程修了の認定（大学院学則第46条第1項に規定する要件を満たしているか否かの認定を含む。以下同じ。）について、修得単位並びに第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、学術院運営委員会（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議）の議を経て、学長に報告する。

- 2 学術院長は、第2条第4項に規定する博士の学位授与の要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について、第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び学力の確認の結果に基づき、学術院運営委員会の議を経て、学長に報告する。

(課程修了等の認定及び学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士又は

博士の学位を授与する。

第4章 雑則

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「筑波大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。ただし、大学院学則第26条の4に規定する共同教育課程(以下「共同教育課程」という。)における論文にあつては、当該共同教育課程を構成するすべての大学院(以下「構成大学院」という。)において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、筑波大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、筑波大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

(学位の名称)

第15条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「筑波大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位については、当該共同教育課程を構成する全ての大学(以下「構成大学」という。)の名称を付記するものとする。

(学位名称等の英文表記)

第15条の2 学群学則第41条及び大学院学則第47条に規定する学位名称等の英文表記については、別に定める。

(学位の取消し)

第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会の、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあつては専門学群教育会議の、学術院にあつては学術院運営委員会の、グローバル教育院の学位プログラムにあつては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚す行為を行ったとき。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別記様式第3号から別記様式第8号までのとおりとする。ただし、

大学院学則第26条の4第1項に規定する共同教育課程及び同学則第26条の5第3項に規定する国際連携教育課程に係る学位記の様式は、法人細則で定める。

(法人細則への委任)

第18条 この法人規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、平成16年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程施行前に学位論文等の審査を願い出、又は学位の授与を申請した者に係る学位については、なお従前の例による。ただし、学位記の様式については、第17条の規定を適用する。

(哲学・思想研究科等に係る特例)

3 博士課程の哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科又は芸術学研究科（以下「哲学・思想研究科等」という。）に係る論文審査等は、第3条第1項の規定にかかわらず、博士課程長及び哲学・思想研究科等の研究科長で構成する委員会（以下「博士課程委員会」という。）に審査委員会を設置して、これを行うものとする。この場合において、第12条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「研究科教員会議の議を経て、修士課程の研究科の研究科長にあつては修士課程長に、博士課程の研究科の研究科長にあつては学長」とあるのは「博士課程の哲学・思想研究科等の研究科長にあつては博士課程長」と、第16条第1項中「博士課程の研究科にあつては研究科教員会議」とあるのは「博士課程の哲学・思想研究科等にあつては博士課程委員会」とする。

4 第10条第2項及び第4項後段の規定は博士課程委員会に設置される審査委員会に、第12条第2項の規定は博士課程長に、同条第3項の規定（第16条第2項において準用する場合を含む。）は博士課程委員会に、それぞれ準用する。この場合において、第12条第2項中「修士課程委員会」とあるのは「博士課程委員会」と読み替えるものとする。

附 則（平17.3.24法人規程36号）

この法人規程は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平17.12.22法人規程67号）

この法人規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規程20号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平20.2.20法人規程1号）

1 この法人規程は、平成20年2月20日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学学位規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該

学群を卒業した者に授与された学位を取り消す場合にあっては、新規程第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平20.5.21法人規程38号）

この法人規程は、平成20年5月21日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規程52号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規程42号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25.4.25法人規程53号）

この法人規程は、平成25年4月25日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平26.3.27法人規程54号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規程33号）

- 1 この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程施行前に学位論文等の審査を願い出、又は学位の授与を申請した者に係る学位については、なお従前の例による。ただし、学位記の様式については、第17条の規定を適用する。

附 則（平28.3.24法人規程51号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29.6.30法人規程46号）

この法人規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29.7.27法人規程49号）

この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平31.2.28法人規程17号）

この法人規程は、平成31年4月1日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程別表1-2中グローバル教育院の学位プログラムの欄のうち、ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則（令元.12.26法人規程39号）

（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(研究科に関する経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号。次項において「改正規則」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第3条第1項及び第3項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第2項、第10条第1項、第2項及び第4項、第12条、第16条、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第5号、別記様式第7号並びに別表1の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(グローバル教育院の学位プログラムに関する経過措置)

- 3 改正規則附則第4条の規定によりなお従前の例によるとされたグローバル教育院の学位プログラムに係る別記様式第6号、別記様式第7号及び別表1-2の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 2 . 7 . 3 0 法人規程 4 7 号）

この法人規程は、令和2年7月30日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、令和元年9月1日から適用する。

附 則（令 . . . 法人規程 . . . 号）

この法人規程は、令和 . . . 年 . . . 月 . . . 日から施行する。

別記様式第1号（第4条—第6条関係、第14条の2関係）

学 位 論 文 審 査 願		年 月 日
学術院長殿 （*教育院長殿）	筑波大学大学院 修（博）士課程	学術院 研究群 学位プログラム
	（*博士課程 グローバル教育院	学位プログラム）
	年度入学	学籍番号
	氏 名	印
国立大学法人筑波大学学位規程第4（5又は6）条の規定により、修（博）士（〇〇）の 学位論文（*特定課題研究報告書）に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。		
記		
1 論文概要	通	
2 論文目録	通	
3 履歴書	通	
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）		

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 学位論文、提出書類の1～3及び参考論文については、各学術院等の定める部数を提出するものとする。
- 3 論文概要は、4,000字以内とする。
- 4 *特定の課題についての研究成果の審査を願出の場合に記載する。
- 5 *印の項目は、グローバル教育院の学位プログラムに適用する。
- 6 理工情報生命学術院国際連携持続環境科学専攻並びに人間総合科学学術院のスポーツ国際開発学共同専攻、大学体育スポーツ高度化共同専攻及び国際連携食料健康科学専攻については、研究群・学位プログラムの名称に代えて当該専攻の名称を記載する。

別記様式第2号（第7条関係、第14条の2関係）

学 位 申 請 書		年 月 日
筑波大学長	殿	
	住 所	
	氏 名	印
国立大学法人筑波大学学位規程第7条第1項の規定により、博士（〇〇）の学位を 下記の書類及び学位論文審査手数料		
受けたいので、学位論文に		
を添え申請します		
※ 下 記 の 書 類		
記		
1 論文概要	通	
2 論文目録	通	
3 履歴書	通	
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）		

備考 1 学位論文、提出書類の1～3及び参考論文については、各学術院等の定める部数を提出するものとする。

2 論文概要は、4,000字以内とする。

3 ※ 本学の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合

別記様式第3号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学類、体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群を卒業した者に授与する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Bachelor of ○○ from the College (School) of ○○ of the School of ○○ at this University.</p> <p>Date Diploma No.</p> <p style="text-align: right;">Name President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学 ○○学群○○学類 所定の課 ○○専門学群</p> <p>程を修めて本学を卒業したことを認 め学士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	---

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第4号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学位プログラムを卒業した者に授与する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Bachelor of ○○ from the Bachelor's Program in ○○ of the School of ○○ at this University.</p> <p>Date Diploma No.</p> <p style="text-align: right;">Name President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学 ○○学群 ○○学位ブ グローバル教育院</p> <p>プログラム所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め学士(○○)の学 位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	---

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第5号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1の研究群・学位プログラム又は専攻を修了した者に授与する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master (Doctor) of ○○ from the Master's (Doctoral) Program in ○○ of the Degree Programs in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University.</p> <p>Date Diploma No.</p> <p style="text-align: right;">Name President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p style="text-align: center;">修（博）甲 専 修 第 号 法 博</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院○○学院○○研究群</p> <p>○○学位プログラムの</p> <p>修士課程 博士課程 博士前期課程 を修了したので 博士後期課程 専門職学位課程</p> <p>修士（○○） 博士（○○） の学位を ○○修士（専門職） 法務博士（専門職）</p> <p>授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	---

備考 1 規格は、日本産業規格A列3番とする。

2 人文社会ビジネス科学学院の法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻を修了した者については、研究群・学位プログラムの名称に代えて、当該専攻の名称を記載する。

別記様式第6号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1-2のグローバル教育院の学位プログラムを修了した者に授与する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of</p> <p style="text-align: center;">Doctor of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the School of ○○ at this University.</p> <p>Date Diploma No.</p> <p style="text-align: right;">Name President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>博甲第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院グローバル教育院○○学 位プログラムの博士課程を修了した ので博士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	---

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第7号（第17条関係）
第2条第3項に該当する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the Degree Programs in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University.</p> <p>Date Diploma No.</p> <p style="text-align: right;">Name President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>修乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院○○学院○○研究群○ ○学位プログラムの博士課程におい て修士課程の修了に相当する要件を 満たしたので修士（○○）の学位を授 与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center; line-height: 40px;">学長 印</div>
---	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第8号(第17条関係)

第2条第4項に該当する場合

<p style="text-align: center;">University of Tsukuba</p> <p style="text-align: center;">This is to certify that</p> <p style="text-align: center;">Name</p> <p style="text-align: center;">Date of Birth:</p> <p>has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements for the degree of Doctor of ○○ of this University.</p> <p>Date</p> <p>Diploma No.</p> <p style="text-align: right;">Name</p> <p style="text-align: right;">President</p> <p>Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.</p>	<p>博乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>本学に学位論文を提出し所定の審査 に合格したので博士(○○)の学位を 授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑波大学長 学長 印</p>
---	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別表 1 (別記様式第 5 号関係)

学術院	研究群・学位プログラム又は専攻
人文社会ビジネス科学学術院	人文社会科学研究群 人文学学位プログラム (区分制博士課程) 国際公共政策学位プログラム (区分制博士課程) 国際日本研究学位プログラム (区分制博士課程) ビジネス科学研究群 法学学位プログラム (区分制博士課程) 経営学学位プログラム (区分制博士課程) 法曹専攻 (専門職学位課程) 国際経営プロフェッショナル専攻 (専門職学位課程)
理工情報生命学術院	数理工物質科学研究群 数学学位プログラム (区分制博士課程) 物理学学位プログラム (区分制博士課程) 化学学位プログラム (区分制博士課程) 応用理工学学位プログラム (区分制博士課程) 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム (区分制博士課程) システム情報工学研究群 社会工学学位プログラム (区分制博士課程) サービス工学学位プログラム (博士前期課程) リスク・レジリエンス工学学位プログラム (区分制博士課程) 情報理工学位プログラム (区分制博士課程) 知能機能システム学位プログラム (区分制博士課程) 構造エネルギー工学学位プログラム (区分制博士課程) エンパワーメント情報学プログラム (一貫制博士課程) ライフイノベーション (生物情報) 学位プログラム (区分制博士課程) 生命地球科学研究群 生物学学位プログラム (区分制博士課程) 生物資源科学学位プログラム (博士前期課程) 農学学位プログラム (博士後期課程) 生命農学学位プログラム (博士後期課程) 生命産業科学学位プログラム (博士後期課程) 地球科学学位プログラム (区分制博士課程) 環境科学学位プログラム (博士前期課程) 環境学学位プログラム (博士後期課程) 山岳科学学位プログラム (博士前期課程) ライフイノベーション (食料革新) 学位プログラム (区分制博士課程) ライフイノベーション (環境制御) 学位プログラム (区分制博士課程) ライフイノベーション (生体分子材料) 学位プログラム (区分制博士課程)
人間総合科学学術院	人間総合科学研究群 教育学学位プログラム (区分制博士課程) 心理学学位プログラム (区分制博士課程) 障害科学学位プログラム (区分制博士課程) カウンセリング学位プログラム (博士前期課程) カウンセリング科学学位プログラム (博士後期課程) リハビリテーション科学学位プログラム (区分制博士課程) ニューロサイエンス学位プログラム (区分制博士課程) 医学学位プログラム (一貫制博士課程) 看護科学学位プログラム (区分制博士課程) フロンティア医科学学位プログラム (修士課程) 公衆衛生学学位プログラム (修士課程) ヒューマン・ケア科学学位プログラム (3年制博士課程) パブリックヘルス学位プログラム (3年制博士課程) スポーツ医学学位プログラム (3年制博士課程)

	体育学学位プログラム（博士前期課程） スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程） 体育科学学位プログラム（博士後期課程） コーチング学学位プログラム（3年制博士課程） スポーツウエルネス学学位プログラム（区分制博士課程） 芸術学学位プログラム（区分制博士課程） デザイン学学位プログラム（区分制博士課程） 世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程） 情報学学位プログラム（区分制博士課程） ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程） ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程） ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）
--	---

別表 1 - 2（別記様式第 6 号関係）

グローバル教育院の学位プログラム	
グローバル教育院	ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）

法人細則第 号

学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、休業日等に関する法人細則を次のように定める。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 永田恭介

学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、休業日等に関する法人細則（案）

（趣旨）

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第5条第2項、第6条第2項及び第7条第4項の規定に基づき、学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、学期の期間及び休業日を定めるものとする。

（学年）

第2条 学際サイエンス・デザイン専門学群の学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

（学期）

第3条 前条の学年を次の2学期に分けるものとし、それぞれの期間は、次のとおりとする。

- (1) 秋学期 9月1日から翌年1月31日まで
- (2) 春学期 翌年2月1日から8月31日まで

（休業日）

第4条 学際サイエンス・デザイン専門学群の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) マレーシア及び学際サイエンス・デザイン専門学群が所在するマレーシアの行政区画における公的な休日
 - (4) 開学記念日 10月1日
 - (5) 学際サイエンス・デザイン専門学群の学年暦で毎年定める春季、夏季及び冬季の各休業日
- 2 前項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の学群長は、学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議の議を経て、休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学際サイエンス・デザイン専門学群の学群長は、前項の変更を行ったときは、遅滞なく学長に報告するものとする。

附 則

この法人細則は、令和 年 月 日から施行する。

学際サイエンス・デザイン専門学群部局細則第 号

学際サイエンス・デザイン専門学群履修細則を次のように定める。

令和 年 月 日

学際サイエンス・デザイン専門学群長

学際サイエンス・デザイン専門学群履修細則（案）

（趣旨）

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の3第1項、第25条第2項、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、学際サイエンス・デザイン専門学群における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人材養成目的）

第2条 学際サイエンス・デザイン専門学群は、データサイエンスを基軸とし、自然科学、人文社会科学の考え方、技術を広く環境・社会問題等に適用し、デザイン思考を踏まえつつ創造的に地球規模課題解決に貢献する人材を育成することを目的とする。

（主専攻分野）

第3条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学群	主専攻分野
学際サイエンス・デザイン専門学群	学術

（履修方法）

第4条 学際サイエンス・デザイン専門学群における「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

（履修科目の登録の上限）

第5条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学群	要件	単位数
学際サイエンス・デザイン専門学群	前年度において、卒業要件として修得すべき単位数を40単位以上修得し、かつ、その80%以上が「A」以上であること	55単位

（成績の評価）

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP（合格）及びF（不合格）の評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」及び「学問への誘い」とする。

（早期卒業）

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学群	対象者	基準
学際サイエンス・デザイン専門学群	次の要件を全て満たす者 (1) 2年次終了時まで、卒業要件として修得すべき単位を85単位以上修得し、かつ、その90%以上が「A」以上又は成績が上位5%以内である者 (2) 3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件を満たすことが見込める者 (3) 指導教員の推薦がある者	次の要件を全て満たす者 (1) 学群の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。

(雑則)

第8条 この部局細則に定めるもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他学際サイエンス・デザイン専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)
(学際サイエンス・デザイン専門学群)

主 専 攻 分 野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数																							合 計						
	専 門 科 目					専 門 基 礎 科 目					基 礎 科 目										計									
	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目		単 位 数	必 修 科 目	選 択 科 目	自 由 科 目		
学 際	日本文化と社会の理解I	2	-	-	-	統計学基礎	3	-	-	-	-	ファーストイヤーセミナー	1	-	-	-	-	-	(マレーシア高等教育省が指定する科目)	2	(マレーシア高等教育省が指定する科目)	-	-	-	120	6	-	126		
	日本文化と社会の理解II	2				実践統計	3					総合科目 学問への誘い	1						Philosophy and Current Issues	2	[マレーシア人学生対象] Appreciation of Ethics and Civilisations [外国人学生対象] Malay Language Communication II	2								
	日本文化コミュニケーションI	3				日本語と学問I	3					社会と職業	1																	
	日本文化コミュニケーションII	3				日本語と学問II	3					体育 基礎体育	1																	
	自然科学通論I	4				自然科学基礎I	4					応用体育	1																	
	自然科学通論II	4				自然科学基礎II	4					外国語 研究日本語基礎I-A-1 研究日本語基礎I-A-2 *1, *2	2	2																
	人文社会科学通論I	4				人文社会科学基礎I	4					研究日本語基礎II-A-1 研究日本語基礎II-A-2 *1, *2	2	2																
	人文社会科学通論II	4				人文社会科学基礎II	4					情報 情報リテラシー(講義)	1																	
	時事課題論考演習I	5				データサイエンスのための線形代数	2					情報 情報リテラシー(演習)	1																	
	時事課題論考演習II	6				データサイエンスのための解析学	2					データサイエンス	2																	
	時事課題解析演習I	6				データサイエンスのためのシステム理論	2																							
	時事課題解析演習II	6																												
	時事課題解決法提案演習I	6																												
	時事課題解決法提案演習II	6																												
	卒業研究	10																												
	単位合計	71	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	13	4	-	-	-	-	2	2	2~4	-	-	-	120	6	-	126		

*1 プレシメントテストにより履修するクラスを決定する。
*2 日本語能力試験N2以上の証明書有する場合は、当該科目の履修とみなして単位を認定することができる。
*3 Sijil Pelajaran Malaysia (SPM)において「Bahasa Melayu」に合格していない場合は、当該科目を履修し単位を修得すること。この場合の卒業要件単位数は128単位となる。

学則等の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

大学設置基準第58条に定める外国に設ける組織として、令和6年9月にマレーシアに学際サイエンス・デザイン専門学群を設置する。このため、必要な事項を学則等に定める。

2. 変更の時期

令和6年9月

3. 変更事項

(1) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の変更

- ① 外国に置かれる教育組織に係る業務を遂行するため、海外教育拠点支援室を置き、その名称及び所掌業務は法人規程で定めること。(第34条の5)
- ② 海外教育拠点支援室に海外教育拠点支援室長を置くこと。(第36条の5の2)
- ③ 学際サイエンス・デザイン専門学群を置くこと。(第44条第1項)
- ④ 学際サイエンス・デザイン専門学群に専門学群教育会議を置くこと。(第44条第5項)

(2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の変更

- ① 海外教育拠点支援室の名称をマレーシア海外教育拠点支援室とし、その業務を定めること。(第18条の6)
- ② 学際サイエンス・デザイン専門学群を外国に置く学群として位置づけるとともに、その英語名称と位置を定めること。(第22条の3)

(3) 筑波大学学群学則の変更

- ① 学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議の議を経る事項について、他の専門学群教育会議と同様に規定すること。(第1条の3第5項、第39条、第40条)
- ② 学際サイエンス・デザイン専門学群の休業日は法人細則で定めること。(第7条第4項)
- ③ 総合学域群の学生の移行先となる学群から、学際サイエンス・デザイン専門学群を除くこと。(第21条)
- ④ 学際サイエンス・デザイン専門学群の授業料の納付時期を定めること。(第42条第4項)
- ⑤ 学際サイエンス・デザイン専門学群の検定料及び授業料の額を定めるとともに、入学料は徴収しないこととする。こと。(別表第1(第11条、第15条、第42条、第66条関係))
- ⑥ 学際サイエンス・デザイン専門学群を卒業した者に授与する学位を定めること。(別表第3(第41条関係))
- ⑦ 学際サイエンス・デザイン専門学群の収容定員及び入学定員を定めるとともに、収容定員及び入学定員の合計を改訂すること。(別表第4(第55条関係))
- ⑧ 学際サイエンス・デザイン専門学群の収容定員に関する経過措置を定めること。(附則第2項)

(4) 筑波大学学位規程の変更

- ① 学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議の議を経る事項について、他の専門学群教育会議と同様に規定すること。(第16条)
- ② 学際サイエンス・デザイン専門学群を卒業した者に授与する学位記の様式を定めること(他の学類・専門学群と同じ様式)。(別記様式第3号(第17条関係))

(5) 学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、休業日等に関する法人細則の制定

学際サイエンス・デザイン専門学群の学年の始期及び終期、学期の期間並びに休業日を定めること。

(6) 学際サイエンス・デザイン専門学群履修細則の制定

学際サイエンス・デザイン専門学群の人材養成目的、主専攻分野、履修方法、履修科目の登録の上限、成績の評価、早期卒業の対象者及び基準等について定めること。

法人規則第 号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則を次のように定める。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（案）

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）の一部を次のように改正する。

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p><u>(海外教育拠点支援室)</u> 第34条の5 本部に、外国に置かれる教育組織に係る業務を遂行するため、海外教育拠点支援室を置く。 2 海外教育拠点支援室の名称及びその所掌する業務は、法人規程で定める。</p>	(新設)
(略)	(略)
<p><u>(社会人大学院等支援室長)</u> 第36条の5 第34条の4に規定する社会人大学院等支援室には社会人大学院等支援室長を置く。 2 社会人大学院等支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。 3 社会人大学院等支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が</p>	<p><u>(支援室長)</u> 第36条の5 第34条の4に規定する社会人大学院等支援室には支援室長を置く。 2 支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。 3 支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。</p>

<p>任命する。</p> <p><u>(海外教育拠点支援室長)</u></p> <p><u>第36条の5の2 第34条の5に規定する海外教育拠点支援室には海外教育拠点支援室長を置く。</u></p> <p><u>2 海外教育拠点支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。</u></p> <p><u>3 海外教育拠点支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>(学群及び学類)</p> <p>第44条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学群を置く。</p> <p>人文・文化学群 社会・国際学群 人間学群 生命環境学群 理工学群 情報学群 医学群 体育専門学群 芸術専門学群 <u>学際サイエンス・デザイン専門学群</u></p> <p>(略)</p> <p>5 体育専門学群、<u>芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群</u></p>	<p>(学群及び学類)</p> <p>第44条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学群を置く。</p> <p>人文・文化学群 社会・国際学群 人間学群 生命環境学群 理工学群 情報学群 医学群 体育専門学群 芸術専門学群</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 体育専門学群<u>及び芸術専門学群</u>に、その教育に関する重要事項等に</p>

に、その教育に関する重要事項等について審議するため、専門学群教育
会議を置く。

(略)

について審議するため、専門学群教育会議を置く。

(略)

附 則

この法人規則は、令和 年 月 日から施行する。

法人規程第 号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を改正する法人規程を次のように定める。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を改正する法人規程（案）

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）の一部を次のように改正する。

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程新旧対照表

（新）

（旧）

（略）

（略）

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第32条の2第9項、第32条の3第10項、第32条の4の2第11項、第32条の5第10項、第32条の6第13項、第33条第5項、第33条の2第5項、第33条の3第2項、第33条の4第6項、第33条の5第9項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第34条の5第2項、第38条第2項及び第3項、第44条第3項、第44条の2第2項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第32条の2第9項、第32条の3第10項、第32条の4の2第11項、第32条の5第10項、第32条の6第13項、第33条第5項、第33条の2第5項、第33条の3第2項、第33条の4第6項、第33条の5第9項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第38条第2項及び第3項、第44条第3項、第44条の2第2項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(略)

(マレーシア海外教育拠点支援室)

第18条の6 基本規則第34条の5第2項の法人規程で定める海外教育拠点支援室の名称は、マレーシア海外教育拠点支援室とする。

2 マレーシア海外教育拠点支援室は、法人の業務のうち、次の業務を遂行する。

(1) 学際サイエンス・デザイン専門学群に関すること。

(2) マレーシア政府、マラヤ大学その他の学際サイエンス・デザイン専門学群に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(略)

(学長の承認)

第19条 副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長（基本規則第32条の3第5項及び第32条の6第5項で定める者に限る。次項において同じ。）、部長、課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長及び海外教育拠点支援室長は、それぞれ所掌する業務について、法人規程で定めるところにより、学長の承認を得てこれを行わなければならない。

2 学長は、業務の実施の承認に関し、法人規程で定めるところにより、その職務の一部について、副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長、部長、課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長又は海外教育拠点支援室長に委任することができる。

(略)

(略)

(新設)

(略)

(学長の承認)

第19条 副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長（基本規則第32条の3第5項及び第32条の6第5項で定める者に限る。次項において同じ。）、部長、課長、室長、エリア支援室長及び支援室長は、それぞれ所掌する業務について、法人規程で定めるところにより、学長の承認を得てこれを行わなければならない。

2 学長は、業務の実施の承認に関し、法人規程で定めるところにより、その職務の一部について、副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長、部長、課長、室長、エリア支援室長又は支援室長に委任することができる。

(略)

(外国に置く学群)

第22条の3 基本規則第44条第1項に規定する学群のうち外国に置く学群の名称、英語名称及びその位置は、次のとおりとする。

<u>学群の名称</u>	<u>英語名称</u>	<u>位置</u>
<u>学際サイエンス・デザイン専門学群</u>	<u>School of Transdisciplinary Science and Design</u>	<u>マレーシア</u>

(略)

(新設)

(略)

附 則

この法人規程は、令和 年 月 日から施行する。

法人規則第 号

筑波大学学群学則の一部を改正する法人規則を次のように定める。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

筑波大学学群学則の一部を改正する法人規則（案）

筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）の一部を次のように改正する。

筑波大学学群学則新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
(学群・学類・学位プログラム・総合学域群の目的)	(学群・学類・学位プログラム・総合学域群の目的)
第1条の3 (略)	第1条の3 (略)
(略)	(略)
5 学群長が第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、 <u>芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群</u> にあつては専門学群教育会議の議を経なければならない。	5 学群長が第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び <u>芸術専門学群</u> にあつては専門学群教育会議の議を経なければならない。
(略)	(略)
(休業日)	(休業日)
第7条 (略)	第7条 (略)
(略)	(略)
<u>4 第1項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の休業日は、法人細則で定める。</u>	(新設)

(略)

(学類又は芸術専門学群への移行)

第21条 総合学域群の学生であって、移行する学群(体育専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。)が決定したものは、当該学群の学群長の許可を得て、学類又は芸術専門学群に移行するものとする。

(略)

(卒業)

第39条 学長は、筑波大学に4年以上(医学類にあつては6年以上)在学し、所属する学群等における部局細則又は法人細則に規定する卒業の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定する。

(略)

(早期卒業)

第40条 前条第1項の規定にかかわらず、学長は、筑波大学に3年以上在学した学生(医学類に在学する者を除き、学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。)が、卒業の要件として同条第2項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合であつて、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、人文・文化学群、社会・国際学群、人

(略)

(学類又は芸術専門学群への移行)

第21条 総合学域群の学生であつて、移行する学群(体育専門学群を除く。)が決定したものは、当該学群の学群長の許可を得て、学類又は芸術専門学群に移行するものとする。

(略)

(卒業)

第39条 学長は、筑波大学に4年以上(医学類にあつては6年以上)在学し、所属する学群等における部局細則又は法人細則に規定する卒業の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定する。

(略)

(早期卒業)

第40条 前条第1項の規定にかかわらず、学長は、筑波大学に3年以上在学した学生(医学類に在学する者を除き、学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。)が、卒業の要件として同条第2項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合であつて、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、人文・文化学群、社会・国際学群、人

間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定することができる。

(略)

(授業料の納付)

第42条

(略)

(略)

4 前項本文の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の学生に係る授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては9月、第2期に係るものにあつては2月とする。

5

(略)

6

(略)

(略)

別表第1 (第11条、第15条、第42条、第66条関係)

(検定料、入学料、授業料)

ア 学群 (学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。) 及び総合学域群に係るもの

検定料	入学料	授業料 (年額)
17,000円	282,000円	535,800円

備考

(略)

間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定することができる。

(略)

(授業料の納付)

第42条

(略)

(略)

(新設)

4

(略)

5

(略)

(略)

別表第1 (第11条、第15条、第42条、第66条関係)

(検定料、入学料、授業料)

(新設)

検定料	入学料	授業料 (年額)
17,000円	282,000円	535,800円

備考

(略)

3 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

イ 学際サイエンス・デザイン専門学群に係るもの

検定料	入学料	授業料（年額）
100リンギット	徴収しない	マレーシア人学生 3 5,000リンギット マレーシア人学生以外 38,000リンギット ト

備考

- 1 転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、上表に規定する検定料の額とする。
- 2 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該長期履修期間に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(略)

別表第3（第41条関係）

学群等	学士の学位及び専攻分野の名称
(略)	(略)

3 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下この項において「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(新設)

(略)

別表第3（第41条関係）

学群等	学士の学位及び専攻分野の名称
(略)	(略)

芸術専門学群	学士（芸術学）
学際サイエンス・デザイン専門学群	学士（学術）
（略）	（略）

別表第4（第55条関係）

学群	学類	収容定員 （人）	入学定員 （人）
（略）	（略）	（略）	（略）
芸術専門学群		400	100
学際サイエンス・デザイン専門学群		160	40
合計		8,787	2,105 ※ 73 ○ 5

（略）

芸術専門学群	学士（芸術学）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

別表第4（第55条関係）

学群	学類	収容定員 （人）	入学定員 （人）
（略）	（略）	（略）	（略）
芸術専門学群		400	100
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
合計		8,627	2,065 ※ 73 ○ 5

（略）

附 則

- この法人規則は、令和 年 月 日から施行する。
- 令和5年9月1日から令和8年8月31日までの学際サイエンス・デザイン専門学群の収容定員は、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

期間	収容定員
令和5年9月1日から令和6年8月31日まで	40人
令和6年9月1日から令和7年8月31日まで	80人
令和7年9月1日から令和8年8月31日まで	120人

法人規程第 号

筑波大学学位規程の一部を改正する法人規程を次のように定める。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学長 永田 恭介

筑波大学学位規程の一部を改正する法人規程（案）

筑波大学学位規程（平成16年法人規程第48号）の一部を次のように改正する。

筑波大学学位規程新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(学位の取消し)</p> <p>第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会の、<u>体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群</u>にあつては専門学群教育会議の、<u>学術院</u>にあつては学術院運営委員会の、<u>グローバル教育院</u>の学位プログラムにあつては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(学位の取消し)</p> <p>第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会の、<u>体育専門学群及び芸術専門学群</u>にあつては専門学群教育会議の、<u>学術院</u>にあつては学術院運営委員会の、<u>グローバル教育院</u>の学位プログラムにあつては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第3号（第17条関係）</p> <p>第2条第1項のうち、学類、<u>体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群</u>を卒業した者に授与する場合</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記様式第3号（第17条関係）</p> <p>第2条第1項のうち、学類、<u>体育専門学群又は芸術専門学群</u>を卒業した者に授与する場合</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この法人規程は、令和 年 月 日から施行する。

学際サイエンス・デザイン専門学群部局細則第 号

学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議細則を次のように定める。

令和 年 月 日

学際サイエンス・デザイン専門学群長

学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議細則（案）

（趣旨）

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第44条第7項の規定に基づき、学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議（以下「学群教育会議」という。）の組織、審議事項等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 学群教育会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学際サイエンス・デザイン専門学群（以下「学群」という。）の学群長（以下「学群長」という。）の候補者の選考に関する事項
- (2) 部局細則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 入学、退学その他の学生の身分異動に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 卒業及び学位の授与に関する事項
- (6) 学生の収容定員に関する事項
- (7) 学生の支援、表彰及び懲戒処分等の発議に関する事項
- (8) 予算に関する事項
- (9) 施設の管理に関する事項
- (10) 自己点検・評価に関する事項
- (11) その他学群の運営に関し、学群長が必要と認める事項

（組織）

第3条 学群教育会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 学群長
 - (2) 当該学群の専門科目又は専門基礎科目の担当教員
 - (3) その他学群長が当該学群の運営上特に必要と認める者 若干人
- 2 前項の構成員は、他の学群の運営委員会、専門学群の教育会議又は学類の教育会議の構成員となることはできない。

（議長）

第4条 学群教育会議に議長を置き、前条第1項第1号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、学群教育会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、構成員のうちから、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代行する。

（任期）

第5条 第3条第1項第3号の構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 学群教育会議は、過半数の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 学群教育会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学群教育会議運営委員会)

第8条 学群教育会議の円滑な運営を図るため、学群教育会議に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、学群教育会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、学群教育会議の組織、審議事項等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、令和 年 月 日から施行する。

○学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について

〔平成27年3月26日〕
学 長 決 定
改正 令和 元年12月26日
令和 2年 3月26日

(趣旨)

第1条 この決定は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項並びに第3項及び国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条第8項、第44条第6項及び第46条の2の2第6項の規定に基づき、学術院運営委員会、学群運営委員会、専門学群教育会議及び総合学域群運営委員会（以下「運営委員会等」という。）が審議する教育に関する重要事項等について定めるものとする。

(法第93条第2項関連)

第2条 運営委員会等（総合学域群運営委員会を除く。）は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 学生の転学、退学及び除籍
- (4) その他意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第2条の2 総合学域群運営委員会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の転学、退学及び除籍
- (2) その他意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(法第93条第3項関連)

第3条 運営委員会等は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長、学術院長、学群長及び総合学域群長（次号において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項
- (2) その他学長等が意見を求める事項

附 記

この決定は、平成27年4月1日から実施する。

附 記（令和. 12. 26）

(施行期日)

第1条 この決定は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及

び当該研究科の研究科長に係る第1条及び第3条第1号の規定の適用については、この決定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記（令2. 3. 26）

この決定は、令和2年4月1日から実施する。